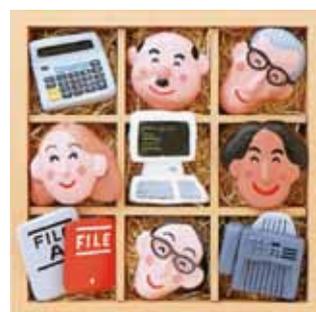
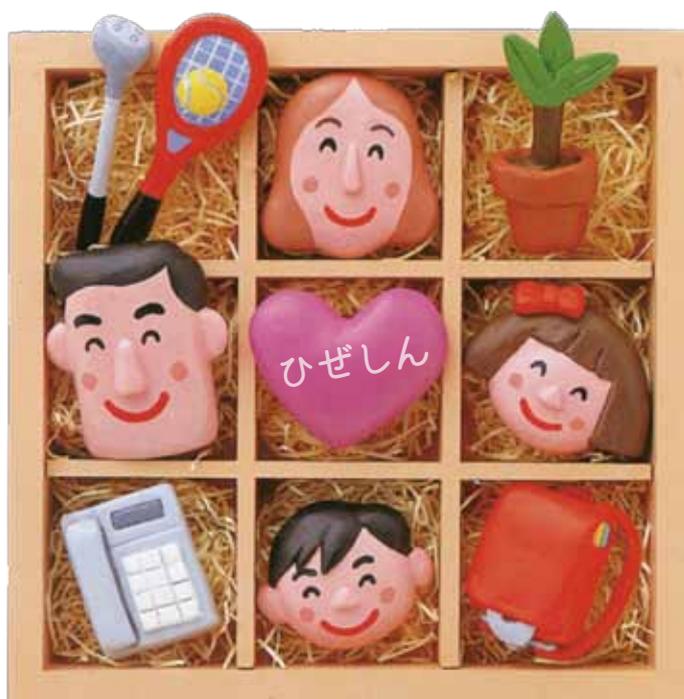


2020 (令和2年版)

DISCLOSURE

— ディスクロージャー誌 —



街に笑顔の花咲かせましょう

九州ひぜん信用金庫

街に笑顔の花咲かせましょう



このたびの「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により健康被害を受けられた皆さま、事業等に影響を受けておられる皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。
一日も早い「新型コロナウイルス感染症」の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。



ごあいさつ

お取引先の皆様には、平素より九州ひぜん信用金庫に格別の御愛顧を賜り、役職員一同心より厚く御礼申し上げます。

「令和元年8月の前線に伴う大雨」により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。また重ねて「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により健康被害を受けられた皆様、事業等に影響を受けておられる皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様の健康を心よりお祈り申し上げます。

本年も当金庫のディスクロージャー誌を作成いたしましたので、是非ご高覧いただき、「ひぜんしん」の経営内容や事業活動、地域貢献活動等についてご理解を一層深めていただければ幸甚に存じます。

さて、2019年度(第69期)わが国経済は、元号改正に伴う10連休効果や消費増税前の駆け込み需要などで消費が強く、9月までの実質GDPは連続のプラス成長を達成しましたが、10月以降は消費増税の反動減に加え、台風や大雨などの自然災害が多く発生し、景気の下押しとなりました。

金融経済情勢においては、年末から中国武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症の流行が世界的な感染拡大を続けており、家計消費や生産活動が減速するなど、国内外の経済停滞により企業利益が後退し、世界的な景気後退を招くという懸念から、日米欧が足並みを揃える形で追加の金融緩和を行いました。

地域経済についても、緊急事態宣言解除後も新型コロナウイルス感染症終息の兆しは見えておらず、先行きの金融経済状況も、新型コロナウイルス感染症の影響でサプライチェーンの混乱による受注の急減、インバウンド需要の落ち込み、外出自粛やイベント中止による国内消費の低迷などが非常に懸念されます。

当面このような厳しい環境が続くと想定されますが、九州ひぜん信用金庫としては、創立以来の経営理念である「中小企業の健全な育成発展」、「豊かな国民生活の実現」、「地域社会繁栄への奉仕」を私はじめ役職員一同が胸に刻み、地域や中小企業が抱える課題と真摯に向き合い、地域の人々のニーズに応じた金融・非金融サービスの提供を重ねて参りました。その結果、経常利益は198百万円となり、当期純利益は152百万円となりました。これも偏に皆様のご支援の賜物であると深く感謝申し上げます。

今年度は、中期事業計画『ひぜんしん「共創力」発揮3ヶ年計画』最終年度となり、地域金融機関としての強固な経営基盤と強固たる地歩を確立していくためにも、地域経済の再生に向けて地域の皆様と共にこの難局を乗り越えるべく役職員一同、尽力してまいりますので、今後とも倍旧のご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げますとともに、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息宣言とともに、平穏な日々と皆さまの笑顔が溢れる日常が戻る事を祈念申し上げご挨拶と致します。

令和2年7月 九州ひぜん信用金庫
会長 溝上邦治
理事長 松永 功

●金庫の概要

設立	昭和26年4月11日
本店	佐賀県武雄市武雄町大字富岡8894番地
店舗数	19店舗
預金	142,325百万円
貸出金	79,888百万円
会員数	16,117名
出資金	2,040百万円 (2020年3月31日現在)

●経営理念

中小企業の健全な育成発展
豊かな国民生活の実現
地域社会繁栄への奉仕

●基本方針

地域社会に奉仕する金融機関として、大衆のよりよき相談相手となり、経営規模の拡大を図り地域経済の発展に寄与する。

●経営方針

- 1.健全経営を維持し、会員並びに預金者の保護に万全を期すると共に金融機関としての地位を昂める。
- 2.国民大衆の金融機関としての特性を発揮し、地域経済発展のため積極的な融資並びに強力な貯蓄増強を行う。
- 3.組織的事業運営の認識を広め、人材を登用して経営責任を明確にする。
- 4.全職員の資質の向上を図ると共に生活安定に努める。

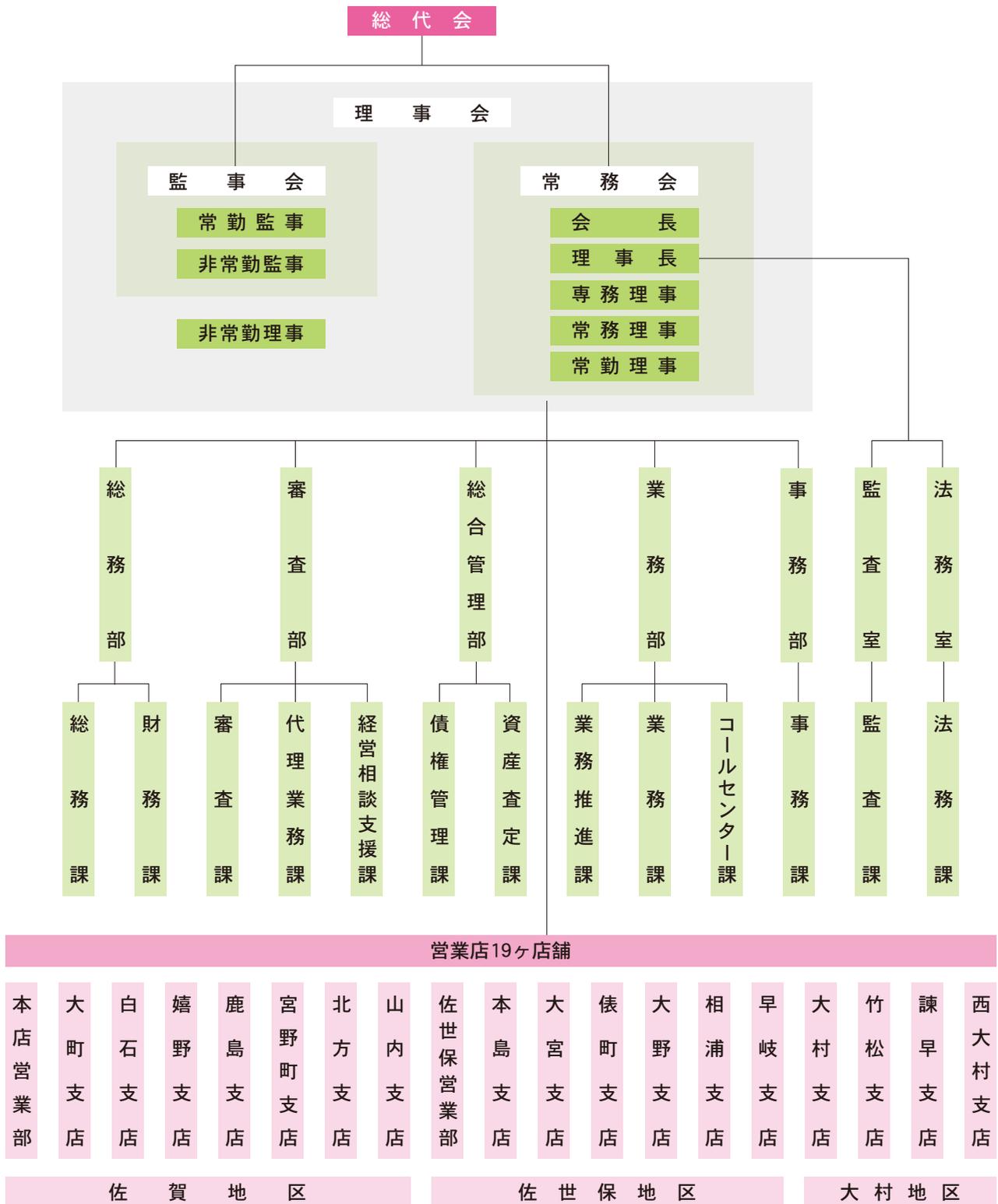
目 次

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	1
イ. 事業の組織	1
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	2
ハ. 職員の状況	2
ニ. 事業地区及び会員数	2
ホ. 事業所の名称及び所在地	3
2. 金庫の主要な事業の内容	4
イ. 事業内容	4
ロ. 商品のご案内	5
ハ. 手数料一覧	8
3. 利用者の利便性向上に関する事項	10
4. 総代会等に関する情報開示	11
5. 九州ひぜん信用金庫のトピックス	13
6. 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組の状況	15
7. 金庫の事業の運営に関する事項	19
イ. リスク管理の体制	19
ロ. 法令等遵守の体制	21
ハ. 金融ADR制度への対応	24
事業概況（資料編）	
1. 金庫の主要な事業に関する事項	
イ. 事業の概況	27
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	30
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項	31
(1) 主要な業務の状況を示す指標	31
(2) 預金に関する指標	33
(3) 貸出金に関する指標	34
(4) 有価証券に関する指標	36
2. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	38
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	38
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	45
ハ. 報酬に関する事項	46
自己資本の充実の状況(定量項目)	
1. 自己資本の構成に関する事項	47
2. 自己資本の充実度に関する事項	48
3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	49
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	49
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	50
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	50
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	51
4. 信用リスク削減手法に関する事項	52
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	52
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	52
7. 出資等エクスポージャーに関する事項	52
8. 金利リスクに関する事項	52
9. 自己資本の充実の状況等について～定性的な開示事項	53
〈信用金庫のセントラルバンク〉信金中央金庫の概要	56

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ. 事業の組織

■組織図（2020年6月末現在）



ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名

■役員一覧(2020年6月末現在)

役 職	担 当	氏 名
会 長 (代表理事)	統括	溝 上 邦 治
理 事 長 (代表理事)	統括	松 永 功
専 務 理 事 (代表理事)	本部長委嘱、業務部長委嘱	石 橋 正 広
常 務 理 事 (代表理事)	審査部長委嘱	桑 原 司
常 勤 理 事	総務部長、事務部長委嘱	溝 上 武 明
常 勤 理 事	佐世保営業部長、俵町支店長委嘱	池 田 乃
常 勤 理 事	大村支店長、西大村支店長委嘱	井 手 浩 文
常 勤 理 事	本店営業部長、宮野町支店長委嘱	片 渕 克 明
非 常 勤 理 事 (※1)		勢 戸 祥 市
非 常 勤 理 事 (※1)		山 口 剛
常 勤 監 事		成 松 義 秀
非 常 勤 監 事		鶴 田 学
非 常 勤 監 事 (※2)		富 永 英 樹

※1 理事 勢戸祥市氏、山口剛氏は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 富永英樹氏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

ハ. 職員の状況

■職員数(2020年3月末現在)

項 目	2018年度	2019年度
期 末 職 員 数	165人	165人
平 均 年 齢	38歳10ヶ月	38歳6ヶ月
平 均 勤 続 年 数	15年10ヶ月	15年8ヶ月

二. 事業地区及び会員数

■地区一覧(2020年3月末現在)

県 名	市 郡 名
佐 賀 県	佐賀県一円
長 崎 県	長崎県一円 (但し、壱岐市、対馬市を除く)

■会員数(2020年3月末現在)

	2018年度	2019年度
個 人	13,629人	13,648人
法 人	2,415人	2,469人
合 計	16,044人	16,117人

ホ. 事務所の名称及び所在地

■店舗一覧(2020年6月末現在)

店 舗 名	所 在 地	電話番号	A T M利用時間			
			平日	土曜日	日曜日	祝日
本店営業部	佐賀県武雄市 武雄町大字富岡8894番地	(0954) 23-1181	8:45~20:00	8:45~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
大町支店	佐賀県杵島郡 大町町大字福母381番地1	(0952) 82-3181	8:45~19:00	8:45~17:00	—	—
白石支店	佐賀県杵島郡 白石町大字福田2276番地5	(0952) 84-4181	8:45~19:00	8:45~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
嬉野支店	佐賀県嬉野市 嬉野町大字下宿乙553番地2	(0954) 42-0181	8:45~19:00	8:45~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
鹿島支店	佐賀県鹿島市 大字高津原4034番地3	(0954) 62-7181	8:45~19:00	8:45~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
宮野町支店	佐賀県武雄市 武雄町大字武雄7319番地	(0954) 23-2181	8:45~19:00	—	—	—
北方支店	佐賀県武雄市 北方町大字大崎1095番地3	(0954) 36-5181	8:45~19:00	8:45~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
山内支店	佐賀県武雄市 山内町大字三間坂甲13821番地1	(0954) 45-6181	8:45~19:00	8:45~17:00	—	—
佐世保営業部	長崎県佐世保市 天満町1番15号	(0956) 22-5181	8:45~20:00	8:45~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
本島支店	長崎県佐世保市 本島町1番6号	(0956) 24-5181	8:45~19:00	8:45~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
大宮支店	長崎県佐世保市 大宮町8番19号	(0956) 31-6126	8:45~19:00	8:45~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
俵町支店	長崎県佐世保市 俵町9番12号	(0956) 23-1101	8:45~19:00	8:45~17:00	—	—
大野支店	長崎県佐世保市 田原町10番12号	(0956) 49-3341	8:45~19:00	8:45~17:00	—	—
相浦支店	長崎県佐世保市 相浦町1615番地2	(0956) 47-3105	8:45~19:00	8:45~17:00	—	—
早岐支店	長崎県佐世保市 早岐2丁目3番17号	(0956) 38-3148	8:45~19:00	—	—	—
大村支店	長崎県大村市 東三城町5番地	(0957) 52-2141	8:45~20:00	8:45~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
竹松支店	長崎県大村市 竹松本町956番地1	(0957) 55-7144	8:45~19:00	8:45~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
諫早支店	長崎県諫早市 永昌町18番1号	(0957) 26-3556	8:45~19:00	—	—	—
西大村支店	長崎県大村市 諏訪1丁目604番地1	(0957) 52-4100	8:45~19:00	—	—	—

■店外A T M一覧(2020年6月末現在)

店 名	所 在 地	A T M利用時間			
		平日	土曜日	日曜日	祝日
武雄市役所出張所	佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10	8:45~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
イオン大塔ショッピングセンター	長崎県佐世保市大塔町14番2号	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
食品流通団地	長崎県佐世保市大塔町2002番地	8:30~19:00	8:45~19:00	—	9:00~19:00
川棚出張所	長崎県東彼杵郡川棚町百津郷田島441番地5	8:45~18:00	8:45~17:00	—	—

2. 金庫の主要な事業の内容

イ. 事業内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記 1～3 の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受
 - (2) 有価証券（(5) に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る）
 - (3) 有価証券の貸付
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下、「国債証券等」という）の引受け（売出し目的をもってするものを除く）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 「金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）」
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人中小企業基盤整備機構
日本酒造組合中央会
一般社団法人しんきん保証基金
一般社団法人全国石油協会
独立行政法人住宅金融支援機構
保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）に規定する保証会社をいう）
独立行政法人福祉医療機構
年金積立金管理運用独立行政法人
漁業信用基金協会（長崎県）
日本銀行歳入代理店
 - (8) 次に掲げるものの業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る）
イ. 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭にかかる事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預かり
 - (1) 振替業
 - (2) 両替
 - (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5) に掲げる業務に該当するものを除く）
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の有価証券について証券取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記 4 により行う業務を除く）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 275 条第 1 項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - (3) スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託金融機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く）

ロ. 商品のご案内

■預金業務

種 類	内 容	期 間	お預入額	
当 座 預 金	小切手・手形などをご利用いただける預金です。	出し入れ自由	1円以上	
普 通 預 金	ご自由に出し入れができる預金です。公共料金や各種クレジット代金の自動支払、年金受取口座、自動預入支払機(ATM)の口座として利用できます。	出し入れ自由	1円以上	
決 済 用 普 通 預 金	お利息はつきませんが、普通預金と同様にご利用でき、預金保険制度により全額保護される預金です。	出し入れ自由	1円以上	
総 合 口 座	普通預金と定期預金をセットにした口座で、必要な時にはお預かりの90%以内、最高300万円まで自動融資ができます。	出し入れ自由	1円以上	
貯 蓄 預 金	口座引落には制限がありますが、普通預金同様出し入れ自由で、10万円型と30万円型があり、基準残高により適用利率が優遇されます。	出し入れ自由	1円以上	
納 税 準 備 預 金	納税の資金に当てる目的で貯蓄する預金です。払戻しは、原則として税金の納付にあてること以外はできません。	お引出しは納税時	1円以上	
通 知 預 金	期間の定めはありません。まとまった資金の短期運用に便利です。	7日以上	10,000円以上	
ス ー パ ー 定 期	1千万円未満の自由金利型定期預金です。	1ヶ月以上 5年以内	1円以上	
大 口 定 期 預 金	1千万円以上のまとまった資金の運用に有利な預金です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上	
期 日 指 定 定 期 預 金	個人が対象で最長3年。据置期間1年経過後3年までの間で1カ月前のご通知でいつでも自由にお引き出しができる1年複利の定期預金です。	1年以上 3年以内	1円以上 300万円未満	
変 動 金 利 定 期 預 金	6ヶ月ごとに、その時の金利が選択できる定期預金です。	1ヶ月以上 3年以内	100円以上	
定 期 積 金	将来の生活設計、事業の拡張などのために長期計画に備えて資金を蓄えるのに最適な積金です。1年～5年以内でご契約ができます。	1年以上 5年以内	1,000円以上	
積 立 定 期 預 金	1冊の通帳で、預入した定期預金が独立して運用でき、満期日の3カ月前までは何回でも預入できる便利な預金です。	5年以内	100円以上	
財 形 貯 蓄	一 般 財 形	給与・賞与天引きによる預金で、貯蓄目的は自由で、1年経過分からお引き出しができます。	3年以上	5,000円以上
	年 金 財 形	退職後に豊かなシルバーライフを実現するための年金型財形貯蓄です。	5年以上	5,000円以上
	住 宅 財 形	住宅取得のために資金づくりの財形貯蓄です。	5年以上	5,000円以上

■金利上乘せ定期預金 (2020年6月末現在)

種 類	内 容	期 間	お預入額
万 年 青 定 期 預 金	当金庫に年金振込指定がある方とご予約いただける方が対象で、スーパー定期預金の店頭表示金利に0.15%金利上乘せ。	1年	30万円以上 700万円以内
創 立 70 周 年 記 念 定 期	個人のお客様が対象で適用金利は0.07%(満期後は店頭金利)。取扱い期間は2021年4月12日まで(ただし募集金額250億円に達すれば、募集終了させていただきます)。	1年(自動継続)	10万円以上 1,000万円以内
ア シ ス ト 定 期 預 金	当金庫と「アシスト契約」ご提携先の事業所において給与振込をご利用の皆様には店頭表示金利に+0.15%上乘せ。	1年(自動継続)	30万円以上 700万円以内



■融資業務（事業資金）

種 類	内 容
割 引 手 形	一般商業手形の割引をいたします。
手 形 貸 付	仕入資金、支払手形決済など短期運転資金をご融資いたします。
証 書 貸 付	設備資金や長期運転資金が必要な時ご融資いたします。
季 節 資 金	夏場、冬場における賞与資金等の運転資金をご融資いたします。
制 度 資 金	国、県、市、町の制度資金融資（県短期資金、県経営安定資金など）をお取扱致します。
提 携 ロ ー ン	商工会議所等と提携したローンを取扱っております。
代 理 業 務 貸 付	信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫などの代理業務を取扱っています。
事業者カードローン	事業資金として、一定の限度をきめて、反復して利用できます。保証会社等の保証の必要な場合があります。

■融資業務（消費資金）

種 類	内 容	限度額	ご融資期間	
住宅関連資金	住 宅 ロ ー ン	土地購入、住宅の新築・購入・増改築、住宅ローン借換にご利用いただけます。 ※全国保証による保証の承諾が必要です。	5,000万円	35年
	す ま い り ー N E X T 7 0	創立70周年特別金利住宅ローン。給与振込など4項目の条件該当で特別金利が適用される住宅ローンです。なお、※全国保証による保証の承諾が必要です。	5,000万円	35年
	無 担 保 住 宅 ロ ー ン	カードローンご契約などお取引に応じて特別金利が適用される住宅ローンです。 なお、(一社)しんきん保証基金による保証の承諾が必要です。	1,500万円	20年
	リフォームプラン	増改築資金（印紙代、解体工事費用等を含む）、リフォーム及び住宅ローンの借換資金、付随して必要となるインテリアや家電等購入資金などにご利用いただけます。	1,000万円	15年
	リフォームプラン・ エ コ	エコ関連設備の購入・設置資金、増改築費用、リフォーム及び住宅ローンの借換資金、付随して発生するインテリア等購入費用などにご利用いただけます。	1,000万円	15年
マイカー資金	カーライフプラン	自動車、自動二輪車、自転車などの購入資金、車検・修理費用、運転免許取得費用などにご利用いただけます。	1,000万円	10年
	カーライフ・エコ	エコカー(新車)にかかる購入資金です。エコカーとは、低燃費かつ低排出ガス認定自動車等で自動車重量税・自動車取得税が減免される自家用自動車(新車)をいいます。	1,000万円	10年
	マイカーローン	新車・中古車・自動二輪車・用品購入資金、車検・修理・運転免許取得費用、諸費用、車庫設置費用。自動車購入資金の借換え資金（個人売買は除く）にご利用できます。	1,000万円	10年
教育資金	教 育 プ ラ ン (春 一 番)	就学する学校等への納付金、受験費用、教材費、下宿費用、交通費、引越費用、教育ローンの借換え資金などにご利用いただけます。	1,000万円	16年
	教 育 ロ ー ン	受験時に係る費用②入学時に係る費用③在学時に係る費用④その他教育関連でオリコが認めたもの	200万円	10年
ご自由資金	フ リ ー ロ ー ン	使い道ご自由にご利用できます（事業性資金・おまとめ資金も可）。なお、(一社)しんきん保証基金による保証の承諾が必要です。	500万円	10年
	フ リ ー ロ ー ン モ	使いみちご自由にご利用できます（但し、事業資金除きます）。なお、オリコによる保証の承諾が必要です。	500万円	10年
	フ リ ー ダ ム	使いみちご自由にご利用できます（事業資金可）。なお、クレディセゾンによる保証の承諾が必要です。	500万円	10年
その他目的資金	個 人 ロ ー ン	豊かな暮らしづくりのためにご利用ください。資金利用の広いローンです。	500万円	10年
	福 祉 ロ ー ン	親族のための資金で、介護用機器の購入資金や老人ホーム入居の一時金などにご利用いただけます。	500万円	10年
	子育て応援ローン	出産・子育てにかかる資金で、出産、子育て、小学校入学準備に必要な資金などにご利用いただけます。	100万円	10年
	ECO家電ローン	省エネ家電の購入費用で、エアコン、テレビ、冷蔵庫などの購入資金にご利用いただけます。	500万円	10年
	デンタルローン	申込人またはその家族のインプラント、歯科矯正などの歯科医療費全般にご利用いただけます。	300万円	10年
	切 替 プ ラ ン	しんきん保証基金保証付カードローンの借換資金（住宅ローン以外の借換資金となります）。	500万円	金額による
	カ ー ド ロ ー ン	一定の限度をきめて、反復して利用できます。お使いみちご自由な便利なカードです。	50万円 ～500万円	3年 (自動更新)

■各種ローンご利用にあたってご留意いただきたい事項

各種ローンには、①保証人、担保提供の必要はないものの保証会社の保証が必要なもの。②一定の基準を全て満たすことが必要なもの等があり、これらの条件に合わない場合は申し込みの時、又は保証会社の審査結果としてご利用いただけない場合もあります。③保証会社の保証付の場合は、保証料が別途必要となる場合があります。④金額によっては保証人を必要とするケースや、不動産担保差し入れ等が必要になる場合があります。

ご利用にあたっては、最寄りの当金庫本支店へお問い合わせ下さいませようお願いします。

■各種業務・サービス

種 類	内 容
内 国 為 替	全国各地の金融機関を結ぶネットワークを通じて、送金・振込、代金取立等を安全、迅速にお取扱いたします。
しんきんでんさいサービス	でんさいサービスは、単に手形等を電子化したものではなく、手形・売掛債権の問題を克服した新たな金銭債権です。手形の作成・保管が不要となり紛失・盗難リスクがありません。また、手形とは違い分割して他の方へ譲渡することも可能です。
キャッシュサービス	キャッシュカードで全国の信用金庫および提携金融機関のキャッシュコーナーをご利用になれます。「しんきんゼロネットサービス」により全国の信用金庫のATMでネット手数料無料でご利用になれます。(ただし、時間外手数料がかかる場合もあります)
自動支払い	各種公共料金のほか、税金・保険料・各種クレジットなどの支払を、ご指定の預金口座から自動支払い致します。
給与振込	給与や、ボーナスが自動的にお客様の預金口座に振込まれます。
年金振込	各種年金が受給日にお客様の預金口座に振込まれます。
夜間金庫	営業時間終了後にお店の売上金などをお預りし、翌営業日にお客様の口座に入金致します。
インターネットバンキング	インターネットに接続できるお持ちのパソコン・携帯・スマートフォンで振込、残高照会、ご指定口座の入出金履歴確認・各種料金支払いサービス等がご利用いただけます。
テレホンバンキング	お客様の預金口座の残高や、取引明細、振込などの手続きを電話を通じてご利用いただけます。
ペイジー口座振替サービス	デパートやスーパー等のクレジットカード申込窓口などで、当金庫のキャッシュカードがあればその場で口座振替のお手続きが完了できます。
デビットカードサービス	全国の「J-Debit」加盟店でご利用になれます。当金庫のキャッシュカードでショッピングのお支払いができるサービスです。
スポーツ振興くじ(TOTO)の払戻し	本店営業部・大町支店・鹿島支店・佐世保営業部・本島支店・早岐支店・大村支店でサッカーくじ(愛称:toto)の当選金払戻し業務を行っております。
生命保険の窓口販売	生命保険会社の代理店として各種保険の窓口販売を行っております。
損害保険の窓口販売	住宅ローンご利用のお客様へ長期住宅火災保険や、債務返済支援保険を取り扱っております。また、積立型傷害保険等も取り扱っております。
九州しんきんカード	カード加盟店でお買い物や旅行が楽しめます。しんきんVISA・JCBカードを取り扱っております。
健康サポートプラン	年金を当金庫でお受け取りの方には共栄火災の業務提携先であるサービス提供会社の専門スタッフが無料でお応えいたします。
携帯電子マネーチャージサービス	お客様の預金口座から携帯電話の「おサイフケイタイに、その場でチャージ(入金)できるサービスです。
ネット口座振替受付サービス	パソコンや携帯電話より収納機関のサイトでサービスや契約を申し込まれた際に、キャッシュカード発行口座であれば口座振替の手続きを書類や印鑑なしにインターネットより手続きが行えるサービスです。
メルペイ	信用金庫の口座から簡単にチャージでき、全国170万ヶ所の街のお店で決済できるサービスです。

★ATMによる振込みは手数料がお得です。(2020年6月末現在)

種 類	内 容	A T M 振 込		窓 口	
		会員様	一般	会員様	一般
5 万 円 未 満	当金庫同一店舗内	1 1 0 円	1 1 0 円	2 2 0 円	2 2 0 円
	当金庫本支店宛	1 1 0 円	1 1 0 円	3 3 0 円	3 3 0 円
	他行宛	4 4 0 円	5 5 0 円	6 6 0 円	6 6 0 円
5 万 円 以 上	当金庫同一店舗内	1 1 0 円	1 1 0 円	2 2 0 円	4 4 0 円
	当金庫本支店宛	2 2 0 円	2 2 0 円	3 3 0 円	5 5 0 円
	他行宛	5 5 0 円	6 6 0 円	6 6 0 円	8 8 0 円

八. 手数料一覧 (2020年6月末現在)

■為替関連手数料

(単位：円)

為替手数料		会員様	一般の方
同一店内	窓口受付振込	5万円未満1件につき	220
		5万円以上1件につき	220
	ATM振込	5万円未満1件につき	110
		5万円以上1件につき	110
	ホームバンキング テレホンバンキング	5万円未満1件につき	55
	しんきん自動振込サービス インターネットバンキング	5万円以上1件につき	55
	代金取立	1通につき	220
本支店あて	窓口受付振込	5万円未満1件につき	330
		5万円以上1件につき	330
	ATM振込	5万円未満1件につき	110
		5万円以上1件につき	220
	ホームバンキング テレホンバンキング	5万円未満1件につき	110
	しんきん自動振込サービス インターネットバンキング	5万円以上1件につき	110
	代金取立	1通につき	220
佐賀県内信金あて	窓口受付振込	5万円未満1件につき	330
		5万円以上1件につき	330
	文書扱	5万円未満1件につき	550
		5万円以上1件につき	550
	ATM振込	5万円未満1件につき	110
		5万円以上1件につき	220
	ホームバンキング テレホンバンキング	5万円未満1件につき	330
	しんきん自動振込サービス インターネットバンキング	5万円以上1件につき	330
	代金取立	1通につき	660
他行あて	窓口受付振込	5万円未満1件につき	660
		5万円以上1件につき	660
	文書扱	5万円未満1件につき	550
		5万円以上1件につき	550
	ATM振込	5万円未満1件につき	440
		5万円以上1件につき	550
	ホームバンキング テレホンバンキング	5万円未満1件につき	330
	しんきん自動振込サービス インターネットバンキング	5万円以上1件につき	330
	代金取立 (集手扱)	1通につき	660
代金取立 (個別取立)	1件につき	880	

※現金受付での振込受付は、一般扱となります。

■諸手数料

預金手数料の種類	単 位	手数料	摘 要
小切手 (50枚綴り)	1 冊	660	
約束手形 (50枚綴り)	1 冊	880	
為替手形 (50枚綴り)	1 冊	880	
マル専当座開設	1 口座	3,300	
マル専手形用紙発行	1 枚	660	
通帳再発行	1 冊	550	
預金残高証明書発行 (再発行含む)	1 通	330	
ローンカード再発行	1 枚	1,100	
CDカード再発行	1 枚	1,100	
保護預かり (一般)	1 件	1,320	月額110円
預金取引履歴写し (COM)	1 枚	110	COM1枚=1ヶ月、普通預金履歴1枚=6ヶ月
預金取引履歴検索	1 枚につき	220	端末出力A4用紙
自己宛小切手発行	1 枚	無 料	
ナイト・デポジット (夜間金庫)	1 契約につき1ヶ月	3,300	
入金帳発行手数料	1 冊	880	
個人情報開示依頼手数料	基本項目1通につき	1,100	口座振替による徴求

(単位：円)

融資手数料の種類			手数料	
融 資 実 行	手形割引取扱	手形取立手数料の徴求のみ	—	
	手形貸付取扱	(1申込につき)	1,100	
	証書貸付取扱	一般貸付	(1申込につき)	1,100
		消費者ローン	(1申込につき)	2,200
		住宅ローン	(1申込につき)	11,000
不 動 産 担 保 事 務 取 扱 (動産譲渡担保を含む)	基本手数料	新規・極度増額・譲受・仮登記・登記留保等	55,000	
		追加設定・極度減額・順位変更・一部抹消等	16,500	
	複数の法務局で共同担保設定の場合 (加算)		11,000	
	不動産調査等費用		実 費	
保証人・担保物件・手形支払人信用調査等に係る費用			実 費	
融資証明書発行 (1通)			11,000	
公共工事入札保証書発行 (1通)			2,200	
融資残高証明書・利息証明書発行 (1通)			330	
融資取引履歴写し (1枚) (当金庫所定用紙の場合)			110	
住宅金融支援機構 フラット35つなぎ融資 (1申込につき)			16,500	
返 済 条 件 の 変 更 (1申込につき)	一般貸付	(期間・金利・償還金等)	5,500	
	住宅ローン	(期間・金利・償還金等)	5,500	
繰 上 返 済	一般貸付	一部繰上返済	5,500	
		全額繰上返済	5,500	
	住宅ローン	一部繰上返済	特約期間付固定金利で固定金利期間中	33,000
			上記以外	5,500
		全額繰上返済	特約期間付固定金利で固定金利期間中	44,000
			上記以外	5,500
期限前弁済手数料 (別途「期限前弁済に関する特約書」有) (返済期間が5年以上の借入で、かつ返済期間の3分の1の期間を経過していない期限前弁済を行う場合)			別途特約書 のとおり	

3. 利用者の利便性向上に関する事項

1. 調査実施方法

- ① 窓口来店者に対する配布調査
(窓口来店者が専用回収袋に直接投入)
- ② 渉外担当者による配布調査
(お客様が専用封筒に入れ、担当者が回収)

2. 実施期間

2019年12月2日(月)～2019年12月13日(金)

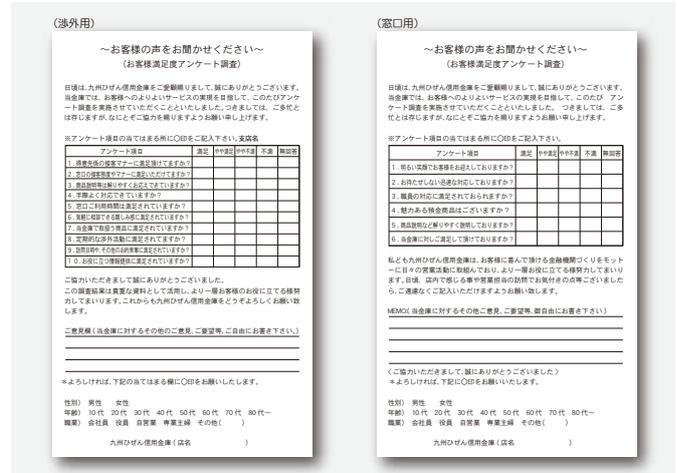
3. 対象店舗 全営業店

4. 調査方法および回答先数(取引先の無差別抽出)

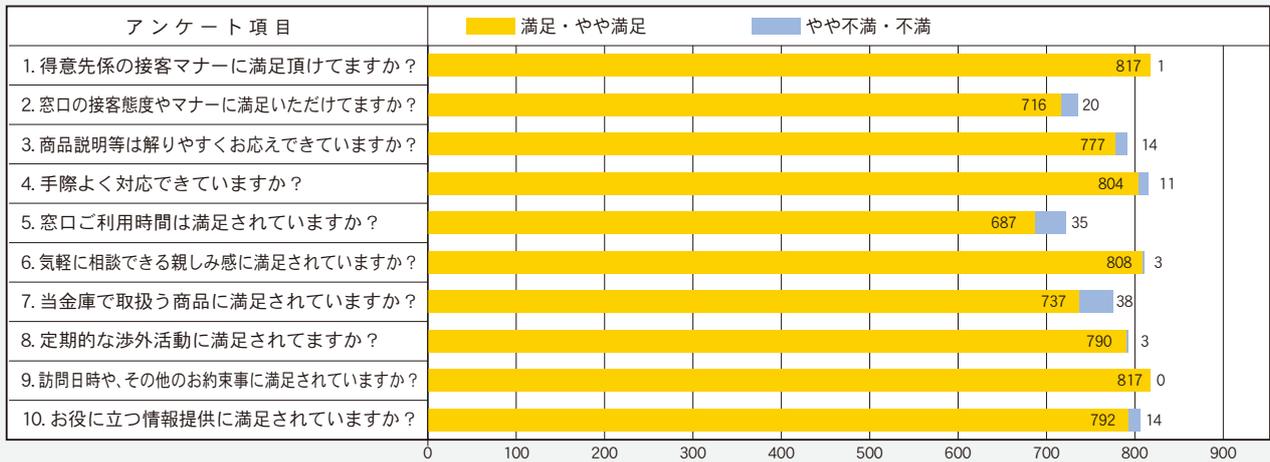
- (1) 渉外担当者… 900先(有効回答 821先)
- (2) 窓口担当者… 380先

調査対象先…1,280先(有効回答 1,201先)

5. 回答結果



渉外用 900先(無回答を除く)



窓口用 380先(無回答を除く)



6. 調査結果

【渉外部門】

大半のお客様が当金庫の渉外活動には満足されていますが、渉外担当者が若年化していることと、取扱商品や業務の複雑化・高度化、業務範囲の拡大により、商品提案・商品説明能力にもバラツキが生じております。継続的な教育・研修の実施による職員のスキルアップが必要であると考えます。

【窓口部門】

「接客力」や「商品説明力」では職員の能力や意識に格差があるものと思われれます。接客マナーや応対についての満足度は向上しておりますが、引き続き、顧客説明体制の強化や迅速な対応などの人材育成は必要と考えます。

【総合所見】

今回、昨年度に引き続き『顧客満足度調査』を取引先に対し実施しましたが、総合的に満足度が高かったものと捉えております。

反面、当金庫に対する期待感も高く、アドバイスや要望を頂いており、一部の方より「役に立つ情報の提供」等に対して不満度が高いのも事実です。今後の金庫経営に提言を頂いたものとして、お客様の状況やニーズにあった商品・サービスの提供等の顧客本位の業務運営に努めるよう、役職員一丸となって努力してまいります。

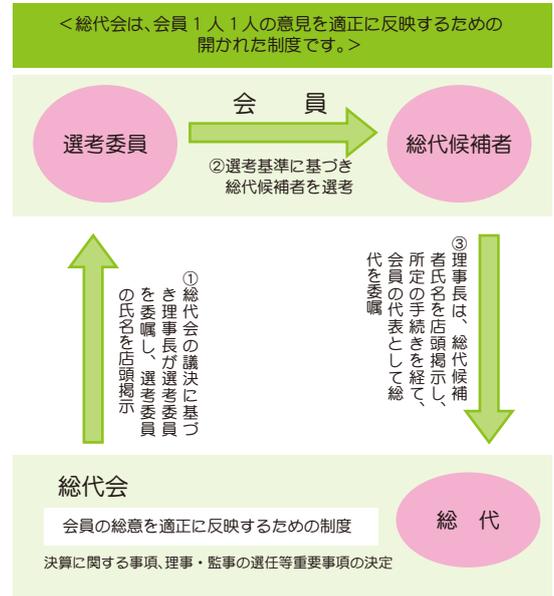
4. 総代会等に関する情報開示

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、80人以上100人以内で、各選任区域ごとに定められます。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ①会員の中から総代選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
- ③上記②により選考された総代候補者を全員が信任する。(異議があれば申し立てる。)

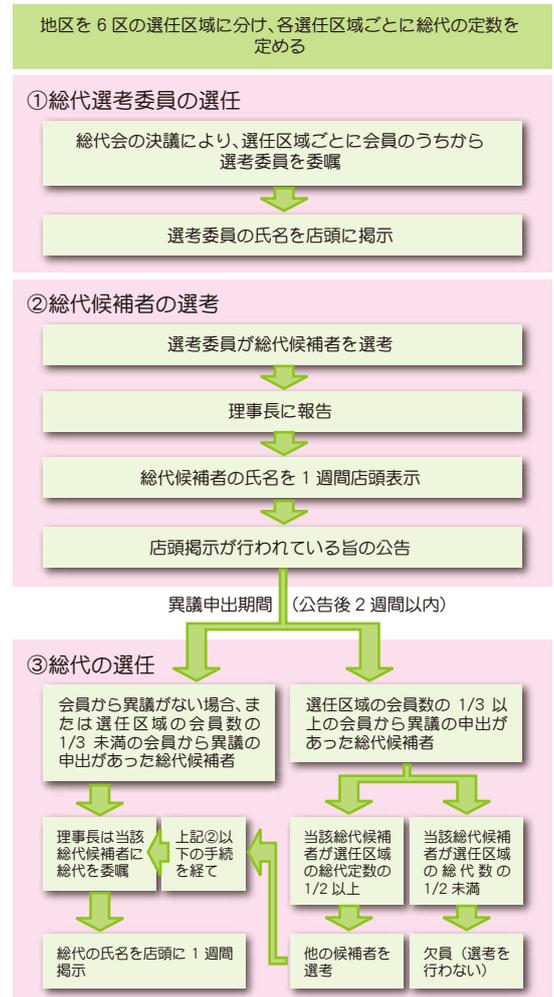
(注)総代候補者選考基準

①資格要件

- ・当金庫の会員であること。

②適格要件

- ・総代として相応しい見識を有していること。
- ・良識をもって、正しい判断ができる人であること。
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること。
- ・人格、識見に秀れ、当金庫の発展に寄与できる方。
- ・金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方。



3. 第69期 通常総代会の決議事項

日 時：2020年6月19日(金曜日) 午後3：00
 場 所：九州ひぜん信用金庫本店3階大会議室
 出席総代数：12名 委任状：87名（総代総数：99名）
 第69期通常総代会において、次の事項が附議され、
 それぞれ原案のとおり了承されました。

- 第1号議案 剰余金処分案の承認に関する件
- 第2号議案 会員の除名に関する件
- 第3号議案 任期満了に伴う理事選任の件
- 第4号議案 任期満了に伴う監事選任の件
- 第5号議案 総代候補者選考委員21名選任の件

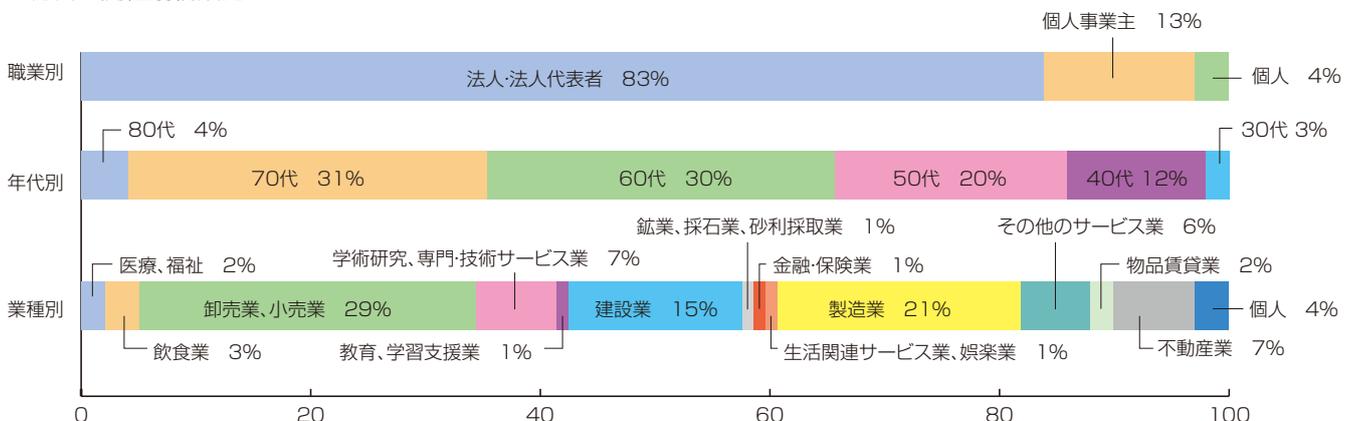


4. 総代の氏名等 (2020年6月末現在)

選任区域	総代数	氏 名							
第1区 (武雄地区)	20名	馬渡洋平①	岡村健一①	樋渡文雄⑧	吉原新司①	野田洋一⑤	山口修代④	小林修二④	
		大橋友文③	原 英郎②	御厨 初⑨	宮本邦敏⑨	伊藤醇六⑧	眞崎賢一⑧	本永 勉①	
		姉川正郷③	梶山貴広②	山崎博敏⑨	下 健二⑨	織田孝夫⑥	堤 秀樹①		
第2区 (大町・北方地区)	10名	藤瀬宏宣①	片渕 実⑧	川口清一⑧	中島俊雄⑧	山口米一⑧	元山英信①	辻 栄二③	
		中原賢晴⑥	諸石晴夫②	中村隆広②					
第3区 (白石地区)	6名	倉持 實①①	片渕 彰⑨	原田三男⑦	武富稔男⑤	香月 茂③	藤井敏彦①		
第4区 (嬉野・鹿島地区)	14名	筒井増巳⑩	宮崎健児①	松尾 直⑦	杉原康一①	田中喜久②	武藤 正②	吉野 洋②	
		馬場謙吾⑪	森 孝一⑧	小楠康一①	光武博之①	中島雅人②	黒田 豊②	中原賢一郎②	
第5区 (佐世保地区)	34名	林田和樹①	今井定行⑧	久保晴男⑦	田中勝芳⑦	大野敏行⑦	古賀良一⑤	松村清一③	
		大西律生③	松田信哉③	高本智徳①	吉川重光①	谷山興治⑦	松本義規⑥	大坪啓一⑤	
		川崎英樹④	北村隆博③	坂田健吾①	川添 聡①	大庭直樹③	近藤竜一③	古場信行③	
		中島満彦⑦	松川 茂③	荒木寿朗③	田中政義⑥	小川 寛④	立石武久③	藤澤一郎⑧	
		安達 徹③	梅田憲光②	木下茂之⑥	中野和男⑤	橋口 正③	吉田親司②		
第6区 (大村地区)	15名	森 広康①	中島 悟⑦	相良兼一⑦	川原博司⑥	諏訪敏幸④	梅本昌秀④	笠井和幸③	
		堀内規好⑥	服部良成①	野田孝則①	山口洋介①	西村 亘①	池田 正③	澤ノ井正彦⑦	
		溝上泰史③							

※氏名の後の数字は総代への就任回数であります。

<総代の属性別構成比>



5. 九州ひぜん信用金庫のトピックス

日 時	主な行事
2019年 4月 1日	2019年度入庫式
2019年 4月 6日	創立記念式典
2019年 4月 20日	飛鳥IIクルーズ
2019年 4月 24日	タイインバウンドセミナー
2019年 6月 4日	万年青旅行(嬉野支店)
2019年 6月 12日	ひぜん若手経営者合同交流会
2019年 6月 24日	万年青旅行(北方地区)
2019年 6月 25日	ひぜん雅会「博多座観劇」
2019年 6月 26日	第68期 通常総代会開催 原案どおり承認可決されました。 第1号議案 剰余金処分案の承認に関する件 第2号議案 定款の一部変更に関する件 第3号議案 会員の除名に関する件 第4号議案 理事の欠員による補充選任の件
2019年 7月 2日	北海道復興支援ツアー(観光コース)
2019年 7月 9日	北海道復興支援ツアー(ゴルフコース)
2019年 7月 17日	万年青旅行(大町支店)
2019年 7月 23日	臨時総代会
2019年 7月 24日	ひぜん未来塾
2019年 8月 20日	ひぜん未来塾
2019年 9月 26日	ひぜん未来塾
2019年10月 2日	ひぜん雅会「博多座観劇」
2019年10月 7日	よい仕事おこしフェア(東京国際フォーラム)
2019年10月 15日	北方支店リニューアルオープン
2019年10月 16日	ひぜん未来塾
2019年11月 6日	地区別総代会(佐世保地区)
2019年11月 7日	第4回ひぜん未来塾
2019年11月 11日	地区別総代会(佐賀・武雄地区以外)
2019年11月 12日	万年青旅行(本店・宮野町支店)
2019年11月 15日	ひぜん未来塾
2019年11月 16日	全店旅行
2019年11月 19日	万年青旅行(佐世保・本島・俵町)
2019年11月 19日	万年青旅行(山内地区)
2019年11月 20日	万年青旅行(大野・相浦)
2019年11月 25日	地区別総代会(武雄地区)
2019年12月 18日	地区別総代会(大村地区)
2020年 1月 9日	事業承継支援に関する協定締結式
2020年 1月 22日	ひぜんビジネスクラブ経営セミナー



2019年度 入庫式



地区別総代会(武雄地区)



豪華客船飛鳥IIで巡るしんきんクルーズの旅



創立70周年記念 北海道復興支援ツアー(観光)



創立70周年記念 北海道復興支援ツアー(ゴルフ)

2019年8月27日に発生した「佐賀豪雨災害」では、当金庫営業エリアの武雄市および大町町が激甚災害に指定される甚大な被害を受けました。被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

武雄市と大町町であわせて床上浸水約710軒、床下浸水約550軒と多大な被害となり、当金庫も大町支店が床下浸水、北方支店は床上浸水となりました。職員総出の復旧作業を行い、大町支店は、9月3日より通常営業ができ、機器類全てが水没した北方支店では店内清掃を施し、9月9日より仮営業を開始した後、10月15日にリニューアルオープンすることが出来ました。

今回の集中豪雨被害において、皆様から頂戴しました心温まるお見舞いのお言葉やお心遣いには、厚くお礼申し上げます。

①

令和元年
佐賀豪雨災
害の発生
(2019年
8月27日)



②

ボランティア
活動
(2019年
8月～9月)



③

復旧リニュー
アルオープン
(北方支店)



6. 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組みの状況

〈1〉中小企業の経営支援に関する基本方針

1. 取組み方針

九州ひぜん信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

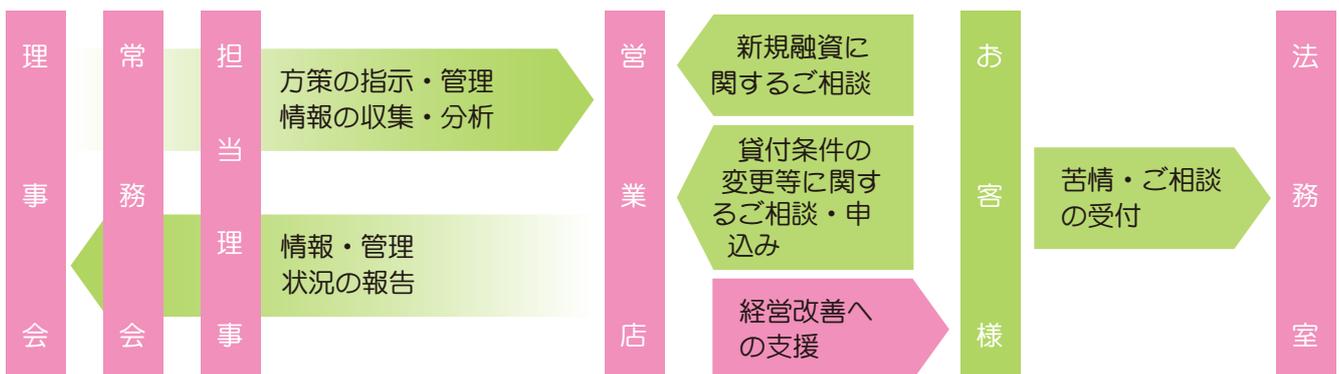
当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ①態勢整備を図るために、理事会において決議した事項(基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程の策定、金融円滑化管理責任者の選任)
- ②お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備として、平成 15 年 10 月 1 日付けで、本部に経営相談支援課を設置しております。
- ③お客さまの事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるために、融資の現場の職員を九州北部信用金庫協会主催の研修に派遣し、平成 17 年より東京で開催されているビジネスマッチングフェア等に役職員を派遣しております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

〈2〉中小企業の経営支援に関する態勢整備



苦情相談受付ならびにお客様のサポート体制を強化するために、全営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置し、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情・トラブル等の事案が発生した場合には、法務室へ報告することにしてあります。

なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、相談窓口として法務室の直通電話を設置しております。

九州ひぜん信用金庫 法務室 電話番号 0954-23-1299(直通)

〈3〉中小企業の経営支援に関する取組状況

I. 創業・新規事業開拓の支援

◆商工会議所との連携

九州ひぜん信用金庫は、商工会議所と連携し、創業・新規事業への支援を行なっております。

【連携先】■武雄商工会議所 ■佐世保商工会議所 ■大村商工会議所

II. 成長段階における支援

◆よい仕事おこしフェアIN東京国際フォーラム (2019年10月7日)

「信用金庫による地域創生」「日本を明るく元気に」をテーマに、城南信用金庫主催「2019“よい仕事おこし”フェア」に参加。取引先のビジネスマッチング、販路拡大、地域創生・地域経済活性化を推進しました。



◆ひびしんビジネスフェアへの参加 (2019年11月28日)

福岡ひびき信用金庫と九州北部信用金庫協会共催のビジネスフェアへ参加。信用金庫のネットワークを最大限に活かし、九州地区での販路拡大と新たな出会いによるビジネスチャンス創造のお手伝いを致しました。



III. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

◆経営改善支援等への取組み状況について

九州ひぜん信用金庫の取引先は、小規模事業者が大半を占めており、経営改善計画書作成の事務負担が大きいという実情を踏まえ、取引先と当金庫営業店担当者とが経営課題等を協議・調整し、計画書作成支援など積極的な改善支援に努めております。

2019年度の支援対象先は56先とし、外部専門機関との連携を強化し、また営業店と一体となった経営改善支援態勢の強化を図りました。

◆「中小企業金融円滑化法」の期限到来後の貸付条件の変更等の実施状況について

九州ひぜん信用金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、地域の中小企業および個人のお客様に対して、お客様の立場に立って新規融資や貸付変更等の取り組みを強化してお客様の経営改善支援に取り組みます。

同法の期限到来後の取り組みについて、2020年3月31日までの貸付条件の変更等の実施状況をお知らせ致します。

■貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 [お客様が中小企業者である場合](単位:件)

	2015/3末	2016/3末	2017/3末	2018/3末	2019/3末	2020/3末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	930	1,175	1,401	1,578	1,759	1,958
うち、実行に係る貸付債権の数	878	1,109	1,329	1,507	1,687	1,880
うち、謝絶に係る貸付債権の数	20	23	23	23	23	23
うち、審査中の貸付債権の数	7	15	9	2	2	7
うち、取下げに係る貸付債権の数	25	28	40	46	47	48

■貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 [お客様が住宅資金借入者である場合](単位:件)

	2015/3末	2016/3末	2017/3末	2018/3末	2019/3末	2020/3末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	76	84	89	94	99	105
うち、実行に係る貸付債権の数	64	73	77	83	87	93
うち、謝絶に係る貸付債権の数	7	7	7	7	8	8
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	1	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	4	4	4	4	4

◆ひぜん経営セミナーの開催

九州ひぜん信用金庫は中小企業経営者の経営サポーターとして発足し、年2回の経営セミナーを開催し、企業が必要とする最新経営情報を提供しております。

開催日	テーマ	講師
第1回 2019年4月24日	タイ・インバウンドに関するセミナー	中村 謙志氏 小澤 仁氏 鈴木 武宏氏
第2回 2020年1月22日	人が生き生きと働く会社をつくるリーダーシップ	美容室「バグジー」創業者 美容師 久保 華園八氏



◆ひぜん未来塾の開催

九州ひぜん信用金庫は、若手経営者育成のため、創業、新規事業、事業継承の支援を行なうことを目的とした「ひぜん未来塾」を創設しております。2019年度は、第6期生のプログラムを行いました。

開催日	テーマ
第1回講義 2019年7月24日	自社の存続・成長を支えるものは何か
第2回講義 2019年8月20日	戦略立案①SWOT分析と事業ドメインの再定義
第3回講義 2019年9月26日	戦略立案②中小企業の為の差別化戦略
第4回講義 2019年10月16日	計画を実行できる組織づくり ～生き甲斐のある社会の創り方～
第5回講義 2019年11月15日	経営者の会計思考と当講座の総括



◆ひぜん若手経営者合同交流会の開催

九州ひぜん信用金庫は、地域の若手・跡継ぎ経営者同士の異業種交流及び金庫職員との交流を通じて、更なる企業成長のきっかけとなる異業種交流や、経営における気づきを得ていただき、「出会い」と「学び」の機会を創出することを目的とし、「ひぜん若手経営者合同交流会」を創設しております。

開催日	テーマ
2019年6月12日 富士国際ホテル	第1部 講師セミナー&受講者発表 第2部 若手経営者合同交流会&懇親会



〈4〉経営者保証に関するガイドラインの活用状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2019年度において、新規に無保証で融資をした件数は225件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は8.9%です。

〈5〉地域の活性化に関する取組状況

2019年 6月21日

献血ボランティア活動(武雄市)

武雄市のショッピングセンターで行われる献血のボランティア活動を行っております。当金庫からも多数の職員が協力しました。



2019年 5月31日

しんきんCSR私募債発行に伴う寄贈式

当金庫は㈱Alphabet様が発行された、しんきんCSR私募債「輝く未来」を受託し、発行額の一部の金額に応じて、㈱Alphabet様、当金庫、信金中央金庫の三者から、大町町役場にスポーツ用品を贈呈いたしました。



2019年度 地域まつりへの参加

〈うれしカーニバル〉

佐賀県嬉野市で毎年8月10日に開催。嬉野温泉夏祭りの前夜祭として嬉野温泉本通り商店街で様々な踊りが行われ、大いに盛り上がります。



〈鹿島踊り〉

佐賀県鹿島市で毎年8月に開催。踊りは「鹿島一声浮立」「鹿島小唄」「鹿島節」の3種類があり、アナウンスの合図に応じて踊りが切り替わります。屋台や和太鼓の披露なども行われ、老若男女幅広い層の方が足を運ばれます。



2019年10月 ロビーの解放(嬉野支店)

営業店では、ロビーや窓口の無料開放を行い、お客様の作品等を展示しております。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



2020年1月9日 事業承継に関する協定締結式

佐賀県内の中小企業・小規模事業者の第三者承継を推進する目的で㈱バトンズ、佐賀県、県内の金融機関が連携し、事業承継ネットワークを強化するための協定を締結しました。



2019年度 令和元年佐賀豪雨災害による義援金

2019年8月27日から発生した集中豪雨は、記録的な大雨となり、甚大な被害が発生しました。特に当金庫の営業エリアである佐賀県武雄市、大町町では激甚災害に指定されました。当金庫も大きな被害を受けましたが、地域の復興を願い、武雄市と大町町それぞれの自治体に義援金を寄付しました。



7. 金庫の事業の運営に関する事項

イ. リスク管理の体制

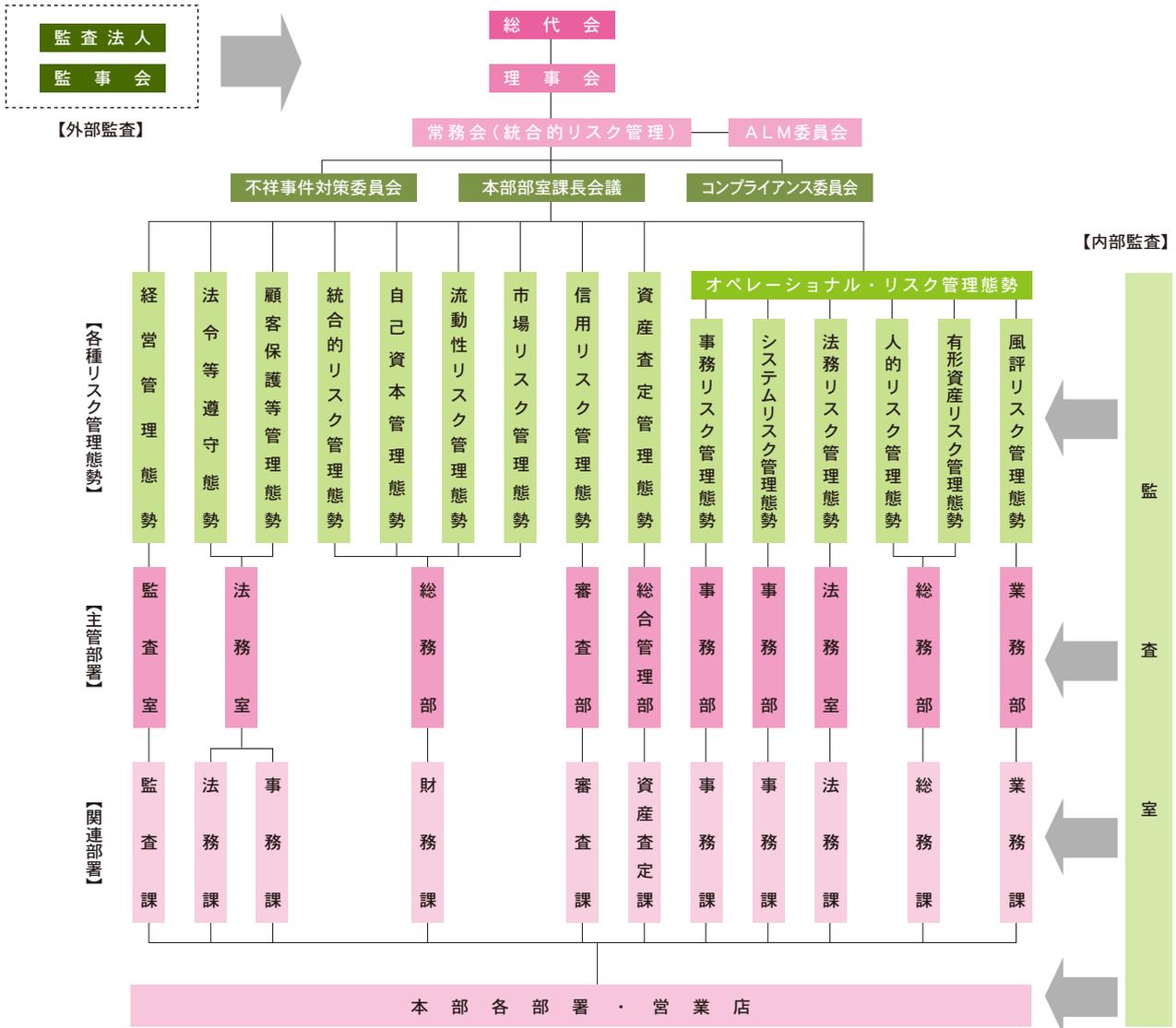
■リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑化し多様化しており、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっています。

このような金融環境のもと、当金庫はリスク管理を多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、収益力の向上を図り、適正な業務の遂行を可能にするものと考え、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでおります。

- ①当金庫は、健全かつ安定した経営を行うため、低リスクを基本とした資産・負債の統合的管理を徹底し、自己資本の充実に努めております。
- ②当金庫は、リスクの分散、コントロールを行い、リスクの極少化に努めております。
- ③当金庫は、統合的リスク管理の徹底により、リスクの総量が当金庫の体力を上回らないよう、適切に管理しております。
- ④当金庫は、統合的リスク管理の徹底により、リスクに見合った適切な収益を確保すると共に、収益の安定化を図っております。

■リスク管理体制図（2020年6月末現在）



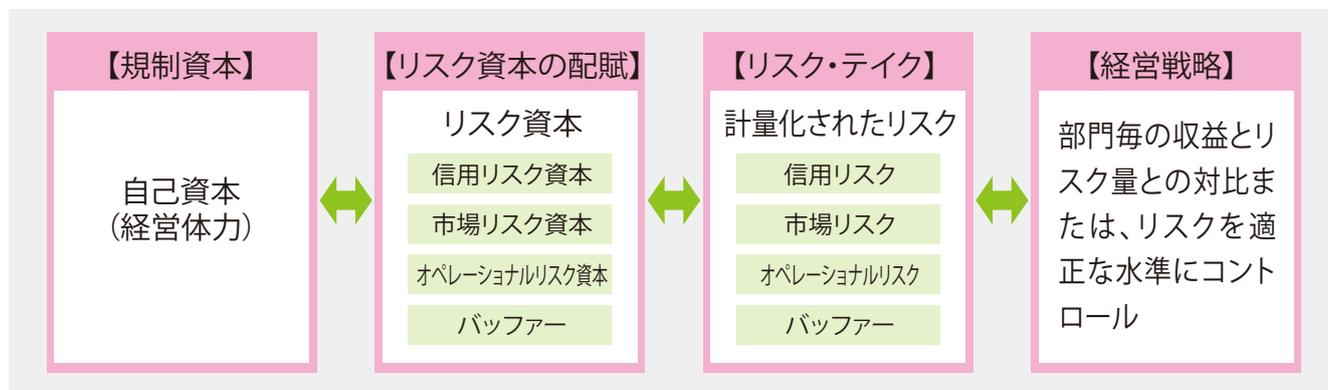
■リスクの分類・定義

リスクの種類		リスクの定義	主管部署
コントロールすべきリスク	市場リスク	金利、株式、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスク	総務部
	流動性リスク	内外の経済情勢や、市場環境の変化等により通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたり、予期せぬ資金流失により通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることなどにより損失を被るリスク	
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消滅し、金融機関が損失を被るリスク	審査部
極小化すべきリスク	オペレーショナルリスク	業務の過程・役職員の活動・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的な事象により損失を被るリスク 下記の6つのリスクをいいます	事務部 総務部 法務室 業務部
	事務リスク	事務ミスや事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスク	
	システムリスク	コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク	
	法務リスク	顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネスマーケット慣行から生じる損失・損害	
	人的リスク	人事運営上の不公平・不公正・差別的行為（セクシャル・ハラスメント等）から生じる損失・被害	
	有形資産リスク	当金庫が災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害	
風評リスク	当金庫の評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害		

■統合的リスク管理

当金庫における統合的リスク管理は、経営体力(自己資本)の範囲内で各種リスクに応じた最適な資本配賦を行い、健全性の確保を前提としつつ、適切なリスクテイク、リスクコントロールにより収益向上を図ることとしております。また、各種リスクをそれぞれの特性に応じた手法を用いて計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の一定割合以内に収まる

ように管理しております。資本配賦の対象となるリスクは①信用リスク②市場リスク③オペレーショナルリスクであり、月次ベースでリスク量を計測し、配賦自己資本とリスクの状況を ALM 委員会及び常務会に報告し、リスクコントロールを行うこととしております。



ロ. 法令等遵守の体制

■法令等遵守基本方針

1. 法令等遵守（コンプライアンス）の強化
あらゆる法令やルールを厳格に遵守した経営の遂行。信用金庫法をはじめ、各種関係法令に則って日々の業務を適正に運用し、不祥事件等の発生防止に努め、地域から信頼される「地元の信用金庫」として確固たる地位を築いていく。
2. 企業倫理の構築（経営陣の遵法精神の自覚と責任）
経営陣は信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務に率先して取組み、危機管理は経営トップ自らの役割として危機や問題点を経営トップや役職員が迅速に把握できるシステムを確立する。
万一、問題となる行為等が発見された場合には、経営トップの責任において、事実究明と原因追求を行ない、経営陣はコンプライアンス部門に任せるのではなく、自らの問題として全員一致協力し迅速な解決と再発防止に向け全力を傾注する。
3. 遵法精神の浸透
経営トップは、法令遵守を経営の基本的柱とし、法令等遵守について年頭所感やディクロージャー誌や各種会議等あらゆる機会を捉え周知し、職員一人ひとりに浸透させ当金庫の法令等遵守の風土を醸成していく。
4. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実
定例総代会のほか、地区総代会や顧客アンケートを実施し、顧客の意見を経営に反映させる方法や、理事会・常務会等の意思決定機関の決定事項の実行状況を管理し、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実を図るとともに、監事や会計監査人が経営陣に対し、適時適切に意見を述べる態勢づくりを目指していく。
5. 法令に準拠した規程等の整備と正確な業務処理
信用金庫の社会的使命を遂行することにより、社会的責任を全うし、地域社会に信頼される信用金庫たるべく法令に準拠した事務規定等を整備し、業務の健全性および適切性を確保する。
6. 反社会的勢力への対応
社会的な批判を受ける恐れがある取引については、事前チェック態勢を確立し、経営に与える影響を未然に防止する態勢を整備する。
また、暴力団を始めとする反社会的勢力に対しては、経営者自らが毅然とした態度を取り、組織として断固としてこれに対決するとともに、警察当局等との連携強化を図る。

■九州ひぜん信用金庫行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
2. 質の高い金融サービスの提供と地域社会への貢献
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 従業員の人権尊重
6. 環境問題への取組み
7. 社会貢献活動への取組み

■九州ひぜん信用金庫行動規範

1. 信用金庫人としての基本的心構え
2. 業務遂行の心構え
(業務処理、個人情報等の管理と秘密保持、法規則・金庫規則の遵守、積極的業務遂行と社会的公正、公私の区別)
3. 私生活の心構え
4. 反社会的勢力への対応
5. 厳格な事務管理
6. 顧客保護
7. 事務取扱等
8. 不祥事を発生させない態勢づくり

■個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

九州ひぜん信用金庫

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

(1)個人情報の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所、氏名、電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報は、
 - ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ③当金庫ホームページ上の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2)個人情報の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬株式会社全銀電子債権ネットワークから委託を受けた業務を遂行するため
- ⑭電子記録債権の円滑な流通の確保のため
- ⑮でんさいネット参加金融機関の与信取引上の判断のため
- ⑯その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧頂けます。

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止します。中止を希望されるお客様は、お取引店または下記のお問合せ先までお申出ください。

3. 個人情報の正確性の確保について

- 当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者ご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正・追加・削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

6. 委託先について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 各種預金・融資の期日案内等の作成に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる事務
- 出資配当金支払通知案内作成に関わる事務
- 個人情報の保管・整備に関わる事務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

九州ひぜん信用金庫 法務室
住 所：〒843-0023
佐賀県武雄市武雄町大字昭和862番地
電話番号：0954-23-1299（直通）

■反社会的勢力に対する基本方針

私ども九州ひぜん信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- (1) 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- (2) 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- (3) 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- (4) 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- (5) 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

八. 金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または法務室で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づき改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

九州ひぜん信用金庫 法務室	
住 所：佐賀県武雄市武雄町大字昭和862番地	
T E L：0954-23-1299	
F A X：0954-23-1513	
受付時間：9：00～17：00（信用金庫営業日）	
受付媒体：電話、手紙、ファクシミリ、面談	

*お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほか、（一社）全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」や「九州北部地区しんきん相談所」等でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記法務室にご相談ください。

（しんきん相談所）

	全国しんきん相談所 （一般社団法人 全国信用金庫協会）	九州北部地区しんきん相談所 （一般社団法人 九州北部信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1丁目10番4号 第二博多偕成ビル3階
電話番号	03-3517-5825	092-481-8815
受付日時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9：00～17：00	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9：00～17：00
受付媒体	電話 面談 手紙	電話 面談 手紙

5. 福岡弁護士会のほか、東京三弁護士会等が設営運営する相談センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当金庫連絡先「法務室」または上記「しんきん相談所」へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

(福岡県弁護士会仲裁センター等)

	天神弁護士センター	北九州法律相談センター	久留米法律相談センター
住 所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 (南天神ビル内)	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2 (北九州弁護士会館内)	〒830-0021 久留米市篠山町11-5 (筑後弁護士会館内)
電話番号	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受付日 時 間	月～金曜日 9:00～19:00 土 日 祝 9:00～13:00	月～金曜日(祝日を除く) 9:30～12:00 13:30～15:30	月～金曜日(祝日を除く) 10:00～11:30 13:00～16:00

(東京弁護士会等)

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法務室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (<http://www.hizeshin.co.jp>) をご覧ください。

(1)現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、福岡弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

(2)移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

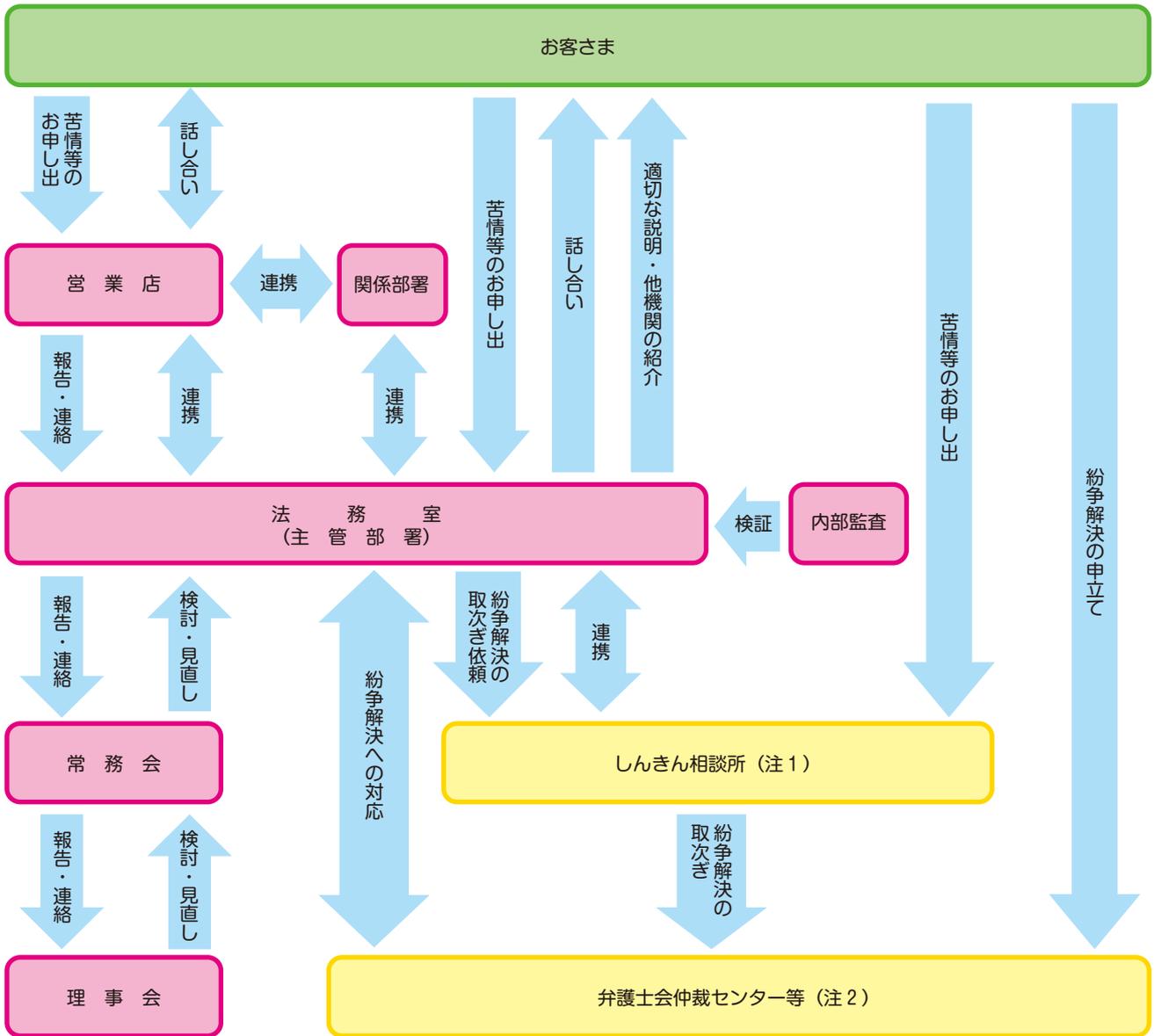
例えば、福岡弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1)営業店および各部署に責任者をおくとともに、法務室がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および法務室が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手順の進行に応じた適切な説明を法務室から行います。
- (4)お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。

- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。



(注1) しんきん相談所
 ・全国しんきん相談所
 ・九州北部地区しんきん相談所

(注2) 弁護士会仲裁センター等
 ・福岡県弁護士仲裁センター
 ・東京弁護士会紛争解決センター
 ・第一東京弁護士会仲裁センター
 ・第二東京弁護士会仲裁センター
 ・福岡弁護士会 (現地調停・移管調停)

事業の概況（資料編）

1. 金庫の主要な事業に関する事項

イ. 事業の概況

■金融経済環境

令和元年度の国際金融経済情勢は、昨年度に引き続き、米中貿易摩擦問題の影響を大きく受ける展開となりました。5月以降、米中の対立が一段と強くなると、株式などリスク資産の価格下落が目立つようになり、欧米で金融緩和が実施されました。FRBにおいては7月から10月まで3会合連続で利下げに踏み切りました。このように緩和的な金融環境が経過していくと、12月に大詰めを迎えていた米中貿易交渉が「第1段階の合意」に達したとの発表で、米中協議の進展期待が台頭したことや、英国のEU離脱問題への懸念も後退し、リスクオンムードとなりました。しかし、年末から中国武漢に端を発した新型コロナウイルスの流行が世界的な感染拡大を続けると、経済の停滞で企業利益が後退し、世界的な景気後退を招くという懸念から、FRBは3月に緊急のFOMCを開催し、経済への影響を軽減するために政策金利をほぼ0%まで切り下げ、7,000億ドル規模の量的緩和を導入。日欧も足並みを揃える形で追加の金融緩和を行いました。

国内金融経済情勢においては、元号改正に伴う10連休効果や消費増税前の駆け込み需要などで消費が強く、9月までの実質GDPは連続のプラス成長を達成しましたが、10月以降は消費増税の反動減に加え、台風や大雨などの自然災害が多く発生し、景気の下押しとなりました。足元では、国内でも感染拡大が続く新型コロナウイルスにより、家計消費や生産活動が減速し、国内経済は大きく押し下げられております。日本銀行は3月の金融政策決定会合において、更なる金融緩和の姿勢を強め、必要に応じて適切な対応を躊躇なくとっていくと強調しました。

地域経済について、佐賀・長崎管内経済情勢報告によると「県内経済は新型コロナウイルス感染症の影響により足元で大きく下押しされており、厳しい状況にあると判断され、先行きについても、新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい状況が続き、観光業をはじめとして十分注意する必要がある。また、内外経済動向、及び金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」と総論されております。

現在も新型コロナウイルス感染終息の兆しは見えておらず、さながら恐慌状況にあります。先行きの金融経済状況も、新型コロナウイルスの影響でサプライチェーンの混乱による受注の急減、インバウンド需要の落ち込み、外出自粛やイベント中止による国内消費の低迷などが非常に懸念されます。しかしながら、様々な分野における研究や取り組みが進んでいるのも事実であります。九州ひぜん信用金庫は地域経済の再生に向けて地域の皆様と共にこの難局を乗り越えるべく全力で対応してまいります。一日も早い新型コロナウイルスの終息宣言とともに、平穏な日々と皆さまの笑顔が溢れる日常が戻ってこれることを祈願しつつ、地域経済ひいては世界的な経済活動の復活を期待しています。

■事業方針

九州ひぜん信用金庫は、中小企業の健全な育成発展、豊かな国民生活の実現、地域社会繁栄への奉仕を経営理念として掲げ、健全経営を維持し、会員並びに預金者の保護に万全を期すると共に、地域社会からの信用・信頼を深め、協同組織としてその特性を発揮するため、地域密着型金融に徹し、また、経済変化のスピードに対応できるよう、「地域経済・産業の更なる発展」「地域住民の豊かな生活」「新たな企業価値の創造」に寄与する事を事業方針として積極的に取り組んでまいりました。

令和2年2月15日には合併10年を迎えることができました。また令和元年度で新3ヶ年計画（ひぜん「共創力」発揮 3ヶ年計画）の2ヶ年目を終了したと同時に、最終年度のスタートを切っております。今後も九州ひぜん信用金庫の独自性・特性や強みを発揮しながら地域やお客様を支え、共に発展を目指し、強固な経営基盤を確立することを目指し、地域と共に未来へ歩み続ける協同組織金融機関を目指し、支援力、営業基盤の強化に努めます。

■金庫の業務の適正を確保する体制

九州ひぜん信用金庫では、理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他金庫の業務の健全性・適切性を確保するための体制を目的として、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条に基づき「内部管理基本方針」を定めるとともに、理事会の決議により平成27年9月1日付で一部改訂を行い金庫の組織体制等に合った業務の適正を確保しております。

また、「内部管理基本方針」に基づく諸規程・諸規則等を整備し、リスク・カテゴリーごとに責任部署を定め、理事会・常務会および各種委員会を設置して金庫に重大な影響を及ぼす法令・定款違反等が発生しないよう適切なリスク管理に努めております。

「内部管理基本方針」の概要

- (1) 理事および職員の職務執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
 - ①法令等遵守については、コンプライアンス基本方針に沿って、四半期ごとにコンプライアンス委員会及びコンプライアンス担当者会議を開催し、法令等遵守の風土を確立しています。
 - ②内部監査部門の活動状況については、監査計画に則り、各部店に年1回の監査を実施しており、又その結果を内部監査報告書として取りまとめ、理事会や監事会等に報告しています。
- (2) 理事の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に則り適切に管理し、常時速やかに閲覧できる体制を確立しています。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理基本方針」および「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスク・カテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定しています。
 - ②常務会において、各種リスクに関する分析・評価を行い、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する等リスクを一元的に管理し、リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理しています。また、運用戦略等の策定と評価に関する機能をALM委員会において実施しています。
 - ③本部部室課長会議は、毎月1回開催し、当金庫におけるリスクの状況を定期的に、又は必要に応じて随時常務会に報告しています。
 - ④内部監査部門は、統合的リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会および監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証しています。
 - ⑤大規模災害をはじめ当金庫の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態の発生に備えるため「危機管理計画書」(コンティンジェンシープラン)、「大規模災害に係る業務継続計画」に基づき、理事長を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を最小限に止める体制を整えています。
- (4) 理事の職務の執行が効率的に行われる事を確保する体制
 - ①「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、毎月1回開催し、それぞれの運営および附議事項等は「理事会規程(および同附議基準)」および「常務会規程」に定めています。
 - ②理事会は、機関、職制、業務分掌、権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践しています。
 - ③理事会は、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は常務会、各種委員会および担当理事等の判断に委ねる体制を確保しています。
 - ④理事の職務の執行が効率的に行われているかどうか金庫外からも確認できるように、経営関連情報の開示を適時、適切に行い経営の透明性を高めています。
- (5) 監事とその職務を補助すべき職員を置く事を求めた場合における当該職員に関する事項
監査業務の実効性を確保するため、その補助する職員を必要があれば要請することができ、その補助員は理事の指揮命令を受けず、人事異動等がある場合は、監事の同意を必要とすることを定めています。但し、現時点では補助員の要請は行っておりません。
- (6) 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
- (7) 監事の第6号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (8) 理事及び職員が監事に報告するための体制、その他監事への報告に関する体制
 - ①監事は、理事会や常務会等の重要会議へ出席しており、また、各種会議に出席を要請することができます。また、日常的に各種重要資料を閲覧し、いつでも資料の閲覧、報告を求めることができる体制を確立しています。
 - ②職員は、コンプライアンス上重大な事実を認識した場合、監事に直接報告できるものとしています。
 - ③監事は、理事および職員に対して監査に必要な事項の報告を求めています。
- (9) 報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告したことを理由として、不利益な取扱いを禁止する「公益通報者保護管理規程」を整備しています。
- (10) 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (11) その他監事の監査が実効的に行われる事を確保する体制
 - ①監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努めています。
 - ②代表理事は、監事と定期的に意見交換会を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行っています。
 - ③監事が独自に意見形成するため、弁護士、公認会計士その他専門家に依頼する体制を確保しています。

■事業の展望及び金庫が対処すべき課題

(i) 地域金融円滑化に向けた対応

地域金融円滑化のための基本方針に則り、当金庫は、地域の中小企業および個人の皆様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、更なる態勢の整備を行い「地域金融の円滑化」に全力を傾注して取り組んでまいります。同時に、他の金融機関等との緊密な連携強化を図ってまいります。

(ii) 更なる自己資本の充実に向けた対応

国際的な合意に基づき、新自己資本規制「バーゼルⅢ」が導入され、平成26年3月期から国内基準行である当金庫においても適用しております。今後も金融機関としての健全性維持確保のため、自己資本管理態勢の整備・確立を図ると同時に更なる自己資本の充実に向けた安定収益の確保に努めてまいります。

(iii) 少子高齢化社会への対応

地域社会は、人口減少や少子高齢化への対応など多くの課題を抱えており、本格的な回復への道のりは決して容易なものではありません。しかしながら、信用金庫は地域で生まれ、地域で育ち、地域に根ざした持続可能な地域社会づくりを目指して、長期的な視点のもとで中小企業の育成と地域経済の発展に地道に取り組んでまいりました。今こそ、地域を熟知した、地域になくってはならない金融機関として最大限の力を発揮してまいります。

(iv) 新しい成長分野（「医療・福祉介護サービス」「環境・エネルギー関連事業」等）への支援強化

少子高齢化が進行していく中、社会保障問題も顕在化してきております。こうした中、当金庫においても地域社会のニーズに応えるべく「医療・福祉介護サービス」分野に対する専門的知識を深めると同時に積極的な支援・取り組みを行ってまいります。また、「環境・エネルギー関連事業」分野に対しても、従前にも増してクローズアップされてきており、「医療・福祉介護サービス」分野と同様、積極的な支援・取り組みを行ってまいります。

目まぐるしく変化する環境の下で、当金庫は独自性・特性を活かした取り組みを通じて、主体的に地域内の様々な課題を解決していくことにより、頼れる金融機関として存在感を高めていかなければなりません。自治体、学校、認定支援機関との連携強化、観光客の誘致、販路拡大、信用金庫のネットワークを最大限に活かした情報発信と地域経済の活性化に努めてまいります。

ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項

■直近5年間の主要な経営指標の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益 (百万円)	2,630	2,537	2,475	2,574	2,476
経常利益 (百万円)	267	158	276	221	198
当期純利益 (百万円)	162	102	207	174	152
普通出資総額 (百万円)	985	970	963	954	940
普通出資総口数 (千口)	1,970	1,940	1,926	1,908	1,880
普通出資配当率 (%)	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
優先出資金総額 (百万円)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
優先出資総口数 (千口)	440	440	440	440	440
優先出資配当率 (%)	1.00	1.00	1.00	1.00	0.70
純資産額 (百万円)	7,722	7,613	7,654	7,692	7,480
総資産額 (百万円)	140,122	140,648	145,281	147,561	152,113
預金積金残高 (百万円)	131,250	131,867	135,867	137,114	142,325
貸出金残高 (百万円)	77,355	77,426	78,552	80,163	79,888
有価証券残高 (百万円)	28,982	29,318	29,438	26,130	27,357
単体自己資本比率 (%)	9.79	9.78	9.56	9.44	9.28
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	9.8	9.8	9.8	9.7	9.7
役員数 (人)	15人	14人	13人	13人	13人
うち常勤役員数 (人)	10人	10人	9人	9人	9人
職員数 (人)	170人	170人	171人	165人	165人
会員数 (人)	15,926人	15,993人	16,019人	16,044人	16,117人

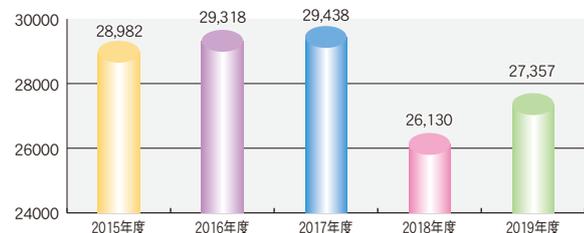
○預金積金残高



○貸出金残高



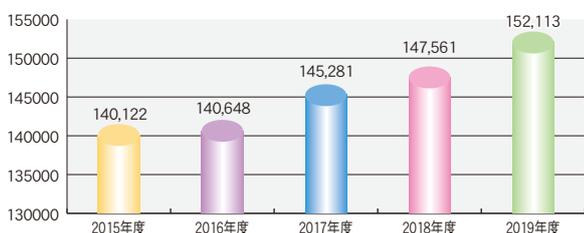
○有価証券残高



○純資産額



○総資産額



○自己資本比率



八. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項

(1) 主要な業務の状況を示す指標

- ①業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)
- ②国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支

■業務粗利益

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
資金運用収支	2,020,384	2,044,364
資金運用収益	2,117,874	2,124,735
資金調達費用	97,490	80,371
役務取引等収支	△ 85,160	△ 88,084
役務取引等収益	201,452	203,569
役務取引等費用	286,613	291,653
その他の業務収支	150,588	83,584
その他業務収益	150,783	84,786
その他業務費用	195	1,202
業務粗利益	2,085,811	2,039,864
業務粗利益率	1.46%	1.39%

- (注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■業務純益

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
業務純益	330,983	323,783
実質業務純益	349,868	282,919
コア業務純益	222,552	222,193
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	222,552	194,966

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

- ③国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや

■資金運用収支の内訳

(単位:百万円)

	平均残高		利息		利回り	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
資金運用勘定	142,137	146,683	2,117	2,124	1.49%	1.44%
うち貸出金	78,799	79,738	1,734	1,721	2.20%	2.15%
うち預け金	34,949	39,685	61	57	0.17%	0.14%
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	27,770	26,641	306	329	1.10%	1.23%
資金調達勘定	138,836	142,650	97	80	0.07%	0.05%
うち預金積金	138,205	142,033	95	78	0.06%	0.05%
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	514	492	1	1	0.25%	0.26%

- (注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(2018年度703百万円、2019年度484百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■利 鞘

(単位:%)

	2018年度	2019年度
資金運用利回	1.49	1.44
資金調達原価率	1.32	1.28
総資金利鞘	0.17	0.16

④国内業務並びに国際業務部門ごとの受取利息及び支払利息の増減

■受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	2018年度			2019年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	20,742	△ 35,751	△ 15,009	23,561	△ 16,734	6,827
うち貸出金	11,219	△ 49,880	△ 38,661	21,344	△ 34,086	△ 12,742
うち預け金	5,681	△ 1,799	3,881	13,929	△ 17,378	△ 3,449
うち金融機関貸付等	-	-	-	-	-	-
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	3,841	15,928	19,770	△ 11,711	34,730	23,018
支払利息	3,615	△ 17,444	△ 13,828	2,711	△ 19,822	△ 17,110
うち預金積金	3,240	△ 17,679	△ 14,438	2,739	△ 19,852	△ 17,112
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	375	234	610	△ 27	30	2

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因は重なる部分については、両者の増減割合に応じて算出しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

⑤総資産経常利益率

⑥総資産当期純利益率

■利益率

(単位:%)

	2018年度	2019年度
総資産経常利益率	0.15	0.13
総資産当期純利益率	0.11	0.10

- (注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

⑦人件費、物件費、税金の区分ごとの残高

■経費の内訳

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
人件費	1,093,020	1,079,498
報酬給与手当	853,626	835,357
退職給付費用	52,430	59,116
その他	186,962	185,024
物件費	607,385	644,949
事務費	267,865	287,999
固定資産費	99,202	100,260
事業費	71,742	84,798
人事厚生費	23,875	23,097
減価償却費	99,481	103,686
その他	45,217	45,107
税金	35,537	32,497
合計	1,735,942	1,756,945

(2) 預金に関する指標

① 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金の平均残高

■ 預金積金平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
流動性預金	42,964	46,800
うち有利息預金	40,857	44,555
定期性預金	94,899	94,862
うち固定金利定期預金	90,608	90,703
うち変動金利定期預金	0	0
その他の預金	341	371
計	138,205	142,033
譲渡性預金	-	-
合計	138,205	142,033

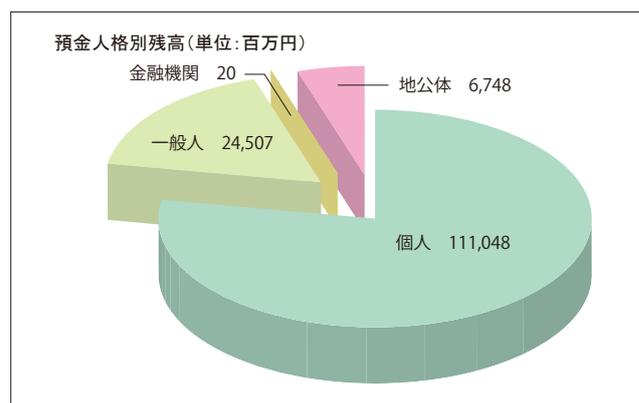
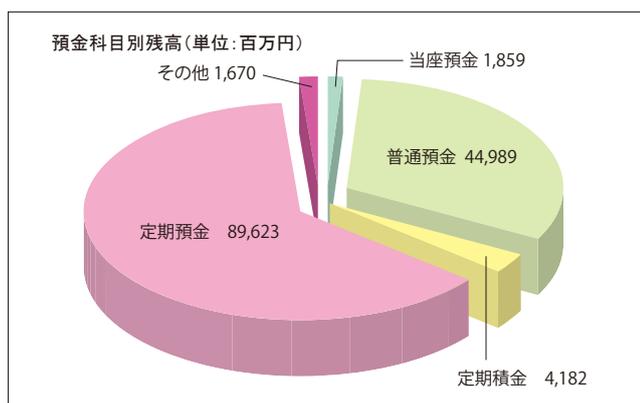
- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

② 固定金利定期預金、変動金利預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

■ 定期預金残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
定期預金	87,767	89,623
固定自由金利定期預金	87,766	89,623
変動自由金利定期預金	0	0
その他	-	-



(3) 貸出金に関する指標

①国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

■貸出金平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
貸出金	78,799	79,738
手形貸付	4,558	4,558
証書貸付	69,620	70,365
当座貸越	4,189	4,450
割引手形	430	363

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

■貸出金残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
貸出金	80,163	79,888
うち 変動金利	40,098	39,789
うち 固定金利	40,065	40,099

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしていません。

③担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

■貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	1,184	1,155
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	32,815	32,205
その他	-	-
計	34,000	33,361
信用保証協会・信用保険	13,816	15,114
保証	7,214	7,366
信用	25,132	24,045
合計	80,163	79,888

■債務保証の担保別内訳

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	3	11
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	34	26
その他	-	-
計	37	37
信用保証協会・信用保険	1	-
保証	-	-
信用	706	845
合計	744	883

④使途別残高の貸出金残高

■貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	2018年度		2019年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	41,411	51.65	42,111	52.71
運転資金	38,752	48.34	37,776	47.28
合計	80,163	100.00	79,888	100

⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

■貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

業 種 区 分	2018年度			2019年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	136	2,717	3.38	137	2,653	3.32
農 業、林 業	22	293	0.36	25	348	0.43
漁 業	8	112	0.13	8	132	0.16
鉱業、採石業、砂利採取業	2	80	0.09	2	63	0.07
建 設 業	428	6,717	8.37	445	6,849	8.57
電気・ガス・熱供給・水道業	8	89	0.11	8	77	0.09
情 報 通 信 業	5	68	0.08	6	66	0.08
運 輸 業、郵 便 業	29	636	0.79	29	593	0.74
卸 売・小 売 業	437	6,890	8.59	437	6,890	8.62
金 融 業、保 険 業	14	1,065	1.32	18	1,170	1.46
不 動 産 業	251	15,242	19.01	270	15,060	18.85
物 品 賃 貸 業	4	545	0.67	4	523	0.65
学術研究、専門・技術サービス業	13	70	0.08	12	82	0.10
宿 泊 業	26	2,943	3.67	26	3,000	3.75
飲 食 業	213	2,275	2.83	221	2,297	2.87
生活関連サービス業、娯楽業	95	2,023	2.52	94	1,783	2.23
教 育、学 習 支 援 業	19	623	0.77	20	597	0.74
医 療、福 祉	79	4,283	5.34	85	4,241	5.30
そ の 他 の サ ー ビ ス	278	3,523	4.39	282	4,065	5.08
小 計	2,067	50,201	62.62	2,129	50,499	63.21
地 方 公 共 団 体	11	6,623	8.26	11	5,885	7.36
個 人	8,198	23,338	29.11	8,191	23,503	29.41
合 計	10,276	80,163	100.00	10,331	79,888	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

⑥国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の
期末値及び期中平均値

■預貸率

(単位:百万円)

		2018年度	2019年度
貸出金(期末残高)	(A)	80,163	79,888
預 金(期末残高)	(B)	137,114	142,325
預 貸 率	(A/B)	58.46%	56.13%
	期 中 平 均	57.01%	56.14%

(注) 1. 預貸率=貸出金/(預金積金+譲渡性預金)×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

⑦貸出金償却の額

■貸出金償却

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
貸 出 金 償 却	-	-

⑧貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

■貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2018年度	121	140	-	121	140
	2019年度	140	99	-	140	99
個 別 貸 倒 引 当 金	2018年度	1,596	1,729	52	1,544	1,729
	2019年度	1,729	1,424	439	1,289	1,424
合 計	2018年度	1,718	1,869	52	1,666	1,869
	2019年度	1,869	1,524	439	1,430	1,524

(4) 有価証券に関する指標

①商品有価証券の種類別の平均残高

■商品有価証券平均残高

	該当する取引はありません。
--	---------------

②有価証券の残存期間別残高

■2018年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
国債	908	618	1,456	-	-	-	-	2,984
地方債	302	1,221	206	2,292	2,422	2,197	-	8,642
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	1,808	1,866	1,074	1,185	1,804	736	-	8,474
株式	-	-	-	-	-	-	904	904
外国証券	-	200	200	211	404	399	-	1,416
その他の証券	-	-	-	-	-	-	3,708	3,708
合計	3,019	3,907	2,937	3,689	4,631	3,333	4,612	26,130

■2019年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
国債	100	1,022	412	-	-	798	-	2,334
地方債	701	609	1,228	1,893	1,862	2,763	-	9,059
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	1,352	1,308	1,682	1,386	1,852	1,189	-	8,772
株式	-	-	-	-	-	-	686	686
外国証券	198	295	300	400	293	563	859	2,912
その他の証券	-	-	-	-	-	-	3,592	3,592
合計	2,353	3,236	3,624	3,681	4,008	5,315	5,138	27,357

③有価証券の種類別の平均残高

■有価証券平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
国債	4,803	2,604
地方債	8,340	8,644
社債	8,788	8,633
株式	898	921
外国証券	1,051	2,402
その他の証券	3,888	3,435
合計	27,770	26,641

④国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の
期末値及び期中平均値

■預証率

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
有価証券(期末残高)(A)	26,130	27,357
預金(期末残高)(B)	137,114	142,325
預証率	(A/B)	19.05%
	期中平均	19.22%
		18.75%

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

⑤次に掲げるものに関する取得価格又は契約価額、時価及び評価損益

■満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	該当する取引はありません。
--	---------------

■その他保有目的の債券

(単位:百万円)

	区 分	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国債	2,984	2,901	82	1,735	1,701	34
	地方債	8,642	8,259	383	8,176	7,826	349
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	8,474	8,240	233	5,933	5,768	165
	株式	126	115	11	74	68	6
	その他	2,548	2,329	218	2,803	2,584	218
	合 計	22,775	21,847	928	18,724	17,949	774
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	-	-	-	598	611	△ 12
	地方債	-	-	-	882	902	△ 19
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	2,838	2,873	△ 35
	株式	575	660	△ 85	409	570	△ 161
	その他	2,575	2,718	△ 143	3,699	3,971	△ 272
	合 計	3,150	3,379	△ 228	8,428	8,929	△ 500
合 計		25,926	25,226	700	27,152	26,878	273

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

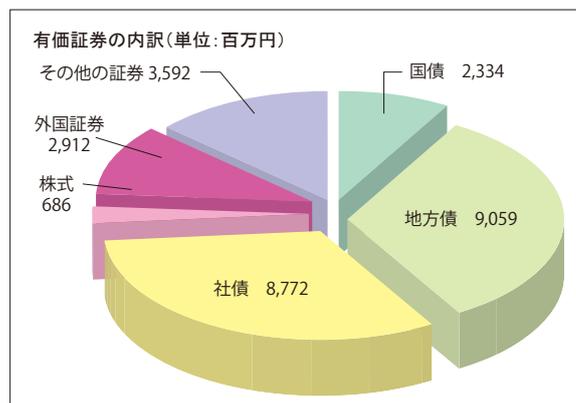
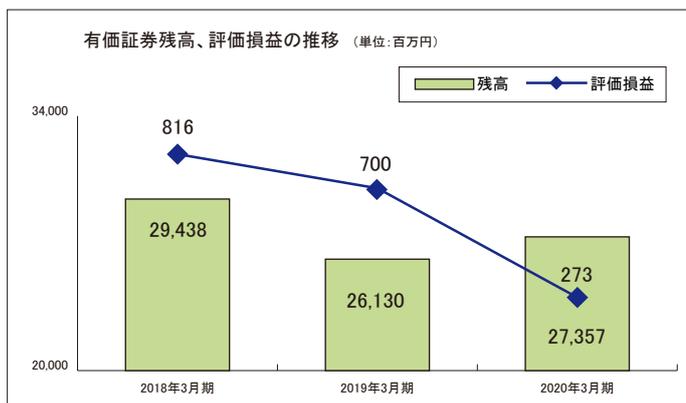
	2018年度 貸借対照表計上額	2019年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	-	-
関連法人等株式	-	-
非上場株式	202	202
投資事業組合出資金	1	1
合 計	204	204

⑥金銭の信託

■その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	該当する取引はありません。
--	---------------



2. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

■貸借対照表

【資産の部】

(単位:百万円)

科 目	2019年 3月31日現在	2020年 3月31日現在
現 金	3,038	2,178
預 け 金	35,867	39,846
有 価 証 券	26,130	27,357
国 債	2,984	2,334
地 方 債	8,642	9,059
社 債	8,474	8,772
株 式	904	686
その他の証券	5,125	6,504
貸 出 金	80,163	79,888
割 引 手 形	507	350
手 形 貸 付	4,491	4,521
証 書 貸 付	70,809	70,873
当 座 貸 越	4,355	4,142
そ の 他 資 産	935	880
未 決 済 為 替 貸	26	12
信 金 中 金 出 資 金	618	618
未 収 収 益	156	143
そ の 他 の 資 産	134	106
有 形 固 定 資 産	2,513	2,472
建 物	826	796
土 地	1,482	1,482
リ ー ス 資 産	89	93
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	114	100
無 形 固 定 資 産	9	8
ソ フ ト ウ ェ ア	7	6
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2	2
繰 延 税 金 資 産	28	122
債 務 保 証 見 返	744	883
貸 倒 引 当 金	△ 1,869	△ 1,524
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,729	△ 1,424
資 産 の 部 合 計	147,561	152,113

【負債および純資産の部】

(単位:百万円)

科 目	2019年 3月31日現在	2020年 3月31日現在
預 金 積 金	137,114	142,325
当 座 預 金	2,242	1,859
普 通 預 金	41,544	44,989
貯 蓄 預 金	161	139
通 知 預 金	167	157
定 期 預 金	87,767	89,623
定 期 積 金	4,320	4,182
そ の 他 の 預 金	910	1,373
借 用 金	517	457
そ の 他 負 債	924	390
未 決 済 為 替 借	565	23
未 払 費 用	89	96
給 付 補 て ん 備 金	1	1
未 払 法 人 税 等	16	15
前 受 収 益	38	53
未 払 未 済 金	22	15
職 員 預 り 金	35	35
リ ー ス 債 務	89	93
そ の 他 の 負 債	65	56
退 職 給 付 引 当 金	174	173
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	109	123
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	28	23
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	255	255
債 務 保 証	744	883
負 債 の 部 合 計	139,869	144,633
出 資 金	2,054	2,040
普 通 出 資 金	954	940
優 先 出 資 金	1,100	1,100
資 本 剰 余 金	581	581
資 本 準 備 金	581	581
利 益 剰 余 金	3,889	4,001
利 益 準 備 金	952	1,002
そ の 他 利 益 準 備 金	2,937	2,999
特 別 積 立 金	2,550	2,650
(優先出資消却積立金)	1,200	1,300
当 期 未 処 分 剰 余 金	387	349
処 分 未 済 特 分	△ 7	△ 8
会 員 勘 定 合 計	6,517	6,614
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	506	197
土 地 再 評 価 差 額 金	667	667
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,174	865
純 資 産 の 部 合 計	7,692	7,480
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	147,561	152,113

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 34年~39年
その他 3年~10年
 - 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によるものであります。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は597百万円であります。
(追加情報)
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は、今後1年程度は続くものと想定し、特に当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。
こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定債務者の足許の業績悪化の状況を考慮して行われた当事業年度末の自己査定結果に基づいて貸倒引当金を計上しております。
ただし、当該仮定は不確定であり、新型コロナウイルス感染症の感染状況や、その経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります
- ① 制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)
年金資産の額 1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,782,453百万円
差引額 △131,803百万円
 - ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成31年3月31日現在) 0.1622%
 - ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金25百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実

- 際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によるものであります。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 81百万円
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務(預金積金を除く)はありません。
 - 有形固定資産の減価償却累計額 1,569百万円
 - 貸出金のうち、破綻先債権額は704百万円、延滞債権額は2,468百万円であり、また、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
 - 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は98百万円であり、また、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 - 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は293百万円であり、また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,649百万円であり、また、14. から 17. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、350百万円であります。
 - 担保に供している資産は次のとおりであります。
預け金 定期預金 1,975百万円(内国為替決済保証金)
定期預金 600百万円(信金中央金庫借入金に対する担保)
有価証券 地方債 101百万円(日本銀行歳入代理店契約に基づく担保)
担保資産に対応する債務
借入金 457百万円
また、その他の資産には、保証金7百万円が含まれております。
 - 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める方法、すなわち「地価税法」(平成3年法律第69条)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が、定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は396百万円であり、また、
 - 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による保証債務の額は250百万円であり、また、
 - 出資1口当たりの純資産額2,824円73銭
 - 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的

及び事業推進目的で保有しております。
 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
 ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間6ヵ月、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた当事業年度末現在の経済価値は、1,407百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件

等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品のうち、預け金及び貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金	2,178	2,178	-
(2) 預け金(*1)	39,846	39,891	45
(3) 有価証券	27,152	27,152	-
その他有価証券	27,152	27,152	-
(4) 貸出金(*1)	79,888		
貸倒引当金(*2)	△1,523		
	78,364	78,734	369
金融資産計	147,542	147,957	415
(1) 預金積金(*1)	142,325	142,389	63
(2) 借入金(*1)	457	467	10
金融負債計	142,783	142,857	73

(※1) 預け金、貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金

現金は帳簿価額によっております。

(2) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.から26.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	202
組合出資金(*2)	1
合 計	204

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	23,250	700	200	3,250
有価証券	2,496	7,396	6,831	5,035
その他有価証券のうち満期があるもの	2,496	7,396	6,831	5,035
貸出金(*2)	13,499	27,369	17,530	13,962
合 計	39,245	35,465	24,561	22,247

(※1)預け金のうち、期間の定めがないものは含まれておりません。

(※2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4) 預金積金および借入金の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	89,065	4,181	1	58
借入金	60	240	157	-
合 計	89,125	4,421	158	58

(※1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。また、期間の定めがないものは含まれておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取得原価を超えるもの	株 式	74	68	6
	債 券	15,845	15,296	549
	国債	1,735	1,701	34
	地方債	8,176	7,826	349
	社債	5,933	5,768	165
	その他	2,803	2,584	218
	小 計	18,724	17,949	774
貸借対照表 計上額が取得原価を超えないもの	株 式	409	570	△161
	債 券	4,320	4,387	△67
	国債	598	611	△12
	地方債	882	902	△19
	社債	2,838	2,873	△35
	その他	3,699	3,971	△272
小 計	8,428	8,929	△500	
合 計		27,152	26,878	273

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	224	16	20
債券	732	29	-
国債	732	29	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	628	48	0
合 計	1,585	95	20

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、23,411百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のものが6,417百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	235 百万円
減損損失	195
退職給付引当金	48
その他	43
繰延税金資産小計	522
評価性引当額	△323
繰延税金資産合計	198
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	75
繰延税金負債合計	75
繰延税金資産の純額	122

■損益計算書

(単位:千円)

科 目	2018年4月 1日から 2019年3月31日まで	2019年4月 1日から 2020年3月31日まで
経 常 収 益	2,574,785	2,476,014
資 金 運 用 収 益	2,117,874	2,124,735
貸 出 金 利 息	1,734,538	1,721,796
預 け 金 利 息	61,098	57,648
有 価 証 券 利 息 配 当 金	306,844	329,863
そ の 他 の 受 入 利 息	15,393	15,427
役 務 取 引 等 収 益	201,452	203,569
受 入 為 替 手 数 料	81,145	82,288
そ の 他 の 役 務 収 益	120,306	121,281
そ の 他 業 務 収 益	150,783	84,786
国 債 等 債 券 売 却 益	127,316	61,536
そ の 他 の 業 務 収 益	23,467	23,249
そ の 他 の 経 常 収 益	104,674	62,922
株 式 等 売 却 益	90,235	33,881
そ の 他 の 経 常 収 益	14,439	29,041
経 常 費 用	2,352,810	2,277,801
資 金 調 達 費 用	97,490	80,371
預 金 利 息	94,864	77,824
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	956	884
借 用 金 利 息	1,303	1,305
そ の 他 の 支 払 利 息	366	356
役 務 取 引 等 費 用	286,613	291,653
支 払 為 替 手 数 料	29,076	29,551
そ の 他 の 役 務 費 用	257,536	262,102
そ の 他 業 務 費 用	195	1,202
経 費	1,735,942	1,756,945
人 件 費	1,093,020	1,079,498
物 件 費	607,385	644,949
税 金	35,537	32,497
そ の 他 の 経 常 費 用	232,568	147,630
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	203,908	94,530
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 繰 入 額	16,037	-
株 式 等 売 却 損	2,444	20,311
株 式 等 償 却	-	9,908
そ の 他 の 経 常 費 用	10,178	22,879
経 常 利 益	221,975	198,212
特 別 損 失	21,545	-
税 引 前 当 期 純 利 益	200,430	198,212
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	19,478	21,816
法 人 税 等 調 整 額	6,134	23,872
法 人 税 等 合 計	25,612	45,688
当 期 純 利 益	174,817	152,523
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	212,987	196,927
当 期 未 処 分 剰 余 金	387,804	349,450

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益の金額は71円89銭です。

■剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	2018年度	2019年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	387,804,407	349,450,981
繰越金（当期首残高）	212,987,299	196,927,394
当 期 純 利 益	174,817,108	152,523,587
剰 余 金 処 分 額	190,877,013	184,078,712
利 益 準 備 金	50,000,000	50,000,000
普通出資に対する配当金	18,877,013	18,678,712
優先出資に対する配当金	22,000,000	15,400,000
優先出資消却積立金	100,000,000	100,000,000
繰越金（当期末残高）	196,927,394	165,372,269

■会計監査人の監査

2018年度及び2019年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

■内部統制報告書

財務諸表の正確性及び内部監査の有効性の確認書

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和2年5月28日

九州ひぜん信用金庫

理事長 松永 功

■ 監査報告書

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第69期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして、信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況（内部統制システム）を監視及び検証致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書について検討し、更に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

- 一. 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四. 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関し、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月28日 九州ひぜん信用金庫

常勤監事	成松	義秀
監事	鶴田	学
監事	富永	英樹

(注) 監事富永英樹氏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

■リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

区 分		残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率 (%)
破綻先債権	2018年度	963	267	695	100.00
	2019年度	704	242	461	100.00
延滞債権	2018年度	2,719	1,306	1,005	85.00
	2019年度	2,468	1,221	934	87.37
3ヶ月以上延滞債権	2018年度	47	38	5	92.42
	2019年度	98	65	7	73.74
貸出条件緩和債権	2018年度	296	119	36	52.55
	2019年度	293	109	22	44.89
合 計	2018年度	4,027	1,732	1,743	86.29
	2019年度	3,564	1,638	1,426	86.00

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者
 - ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④ 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率 (%) (b)/(a)	引当率 (%) (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	2018年度	4,110	3,558	1,788	1,770	86.57	76.22
	2019年度	3,649	3,150	1,696	1,453	86.32	74.44
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	2018年度	2,341	2,341	788	1,553	100.00	100.00
	2019年度	2,253	2,253	889	1,364	100.00	100.00
危険債権	2018年度	1,424	1,016	841	174	71.37	30.00
	2019年度	1,004	692	633	59	68.96	16.00
要管理債権	2018年度	344	199	157	42	58.08	22.60
	2019年度	391	204	174	29	52.14	13.73
正常債権	2018年度	76,958					
	2019年度	77,262					
合 計	2018年度	81,069					
	2019年度	80,912					

- (注) 1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

八. 報酬等に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、それぞれの役位をもって、賞与額につきましては業績等を勘案のうえ、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

① 決定方法 ② 決定時期

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	117

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、基本報酬が94百万円、賞与が7百万円、退職慰勞金が16百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与であり、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況（定量項目）

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,483	6,580
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,635	2,621
うち、利益剰余金の額	3,889	4,001
うち、外部流出予定額(△)	34	34
うち、上記以外に該当するものの額	△7	△8
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	140	106
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	140	99
うち、適格引当金コア資本算入額	-	6
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	207	166
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,832	6,852
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9	8
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	8
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9	8
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	6,822	6,843
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	68,467	69,965
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	203	178
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△720	△720
うち、上記以外に該当するものの額	923	898
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,735	3,756
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	72,203	73,721
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.44%	9.28%

(注) 自己資本比率の算出を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	68,467	2,738	69,965	2,798
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	66,353	2,654	67,132	2,685
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	20	0	30	1
我が国の政府関係機関向け	360	14	316	12
地方三公社向け	98	3	296	11
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,429	257	7,291	291
法人等向け	22,209	888	21,706	868
中小企業向け及び個人向け	23,722	948	24,069	962
抵当権付住宅ローン	1,098	43	981	39
不動産取得等事業向け	1,779	71	1,485	59
3ヵ月以上延滞等	931	37	887	35
取立未済手形	5	0	2	0
信用保証協会等による保証付	563	22	621	24
株式会社地域経済活性化支援機構による保証付	-	-	-	-
出資等	899	35	844	33
出資等のエクスポージャー	899	35	844	33
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	8,235	329	8,597	343
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,200	48	1,200	48
信用金庫連合会の対象普通出資であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,359	54	1,356	54
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	71	2	-	-
上記以外のエクスポージャー	128	5	128	5
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,910	76	2,653	106
ルック・スルー方式	1,910	76	2,653	106
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	923	36	898	35
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 720	△ 28	△ 720	△ 28
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1	0	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	3,735	149	3,756	150
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	72,203	2,888	73,721	2,948

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 総所要自己資本比率=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈業種別及び残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引				
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	
国内	144,209	152,389	79,341	80,910	19,832	20,012	-	-	918	908	
国外	2,592	3,708	-	-	1,150	2,671	-	-	-	-	
地域別合計	146,801	156,097	79,341	80,910	20,982	22,683	-	-	918	908	
製造業	4,018	4,675	2,820	2,980	701	1,201	-	-	44	40	
農業・林業	402	451	402	451	-	-	-	-	1	-	
漁業	134	182	134	182	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、 砂利採取業	80	63	80	63	-	-	-	-	-	-	
建設業	7,393	7,995	7,339	7,979	-	-	-	-	90	91	
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1,054	409	747	93	300	300	-	-	-	-	
情報通信業	142	221	68	66	-	100	-	-	-	-	
運輸業、郵便業	2,246	2,197	671	634	1,468	1,474	-	-	-	2	
卸売業、小売業	8,508	7,932	8,229	7,751	250	150	-	-	54	33	
金融業、保険業	41,754	47,362	223	1,227	5,227	5,829	-	-	0	0	
不動産業	18,018	18,914	15,648	16,059	1,702	1,703	-	-	312	314	
物品賃貸業	557	537	545	524	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・ 技術サービス業	88	103	88	103	-	-	-	-	-	-	
宿泊業	2,901	3,011	2,901	3,011	-	-	-	-	56	63	
飲食業	2,718	2,876	2,718	2,876	-	-	-	-	44	62	
生活関連サービス業、 娯楽業	2,934	2,211	2,898	2,182	-	-	-	-	164	40	
教育、学習支援業	665	634	665	634	-	-	-	-	-	-	
医療、福祉	4,513	4,487	4,513	4,487	-	-	-	-	-	-	
その他のサービス	3,054	4,708	3,054	4,708	-	-	-	-	15	99	
国・地方公共団体等	19,350	18,076	6,628	5,887	11,180	11,058	-	-	-	-	
個人	18,855	18,991	18,855	18,991	-	-	-	-	132	159	
その他	7,409	10,049	105	9	150	865	-	-	-	-	
業種別合計	146,801	156,097	79,341	80,910	20,982	22,683	-	-	918	908	
1年以下	20,736	35,545	8,120	9,923	3,007	2,354	-	-	-	-	
1年超3年以下	13,499	11,631	8,332	7,726	3,855	3,204	-	-	-	-	
3年超5年以下	11,836	12,066	8,980	8,492	2,856	3,574	-	-	-	-	
5年超7年以下	11,162	12,098	7,591	8,324	3,571	3,574	-	-	-	-	
7年超10年以下	20,953	18,110	13,609	14,303	4,339	3,807	-	-	-	-	
10年超	39,141	44,738	32,331	31,748	3,201	5,302	-	-	-	-	
期間の定めのないもの	29,473	21,905	375	391	150	865	-	-	-	-	
残存期間別合計	146,801	156,097	79,341	80,910	20,982	22,683	-	-	-	-	

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで、
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、投資信託、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

	「35」ページを参照して下さい。
--	------------------

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	目的使用		その他		2018年度	2019年度		
					2018年度	2019年度	2018年度	2019年度				
製 造 業	59	16	16	10	33	3	25	12	16	10	-	-
農 業・林 業	-	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	112	102	102	149	15	-	96	102	102	149	-	-
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3	-	-
卸 売 業、小 売 業	135	140	140	129	3	0	132	139	140	129	-	-
金 融 業、保 険 業	116	116	116	116	-	-	116	116	116	116	-	-
不 動 産 業	428	448	448	412	-	-	428	448	448	412	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	67	70	70	124	-	-	67	70	70	124	-	-
飲 食 業	130	127	127	108	-	21	130	106	127	108	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	253	330	330	86	-	251	253	78	330	86	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	118	239	239	157	-	147	118	91	239	157	-	-
国・地 方 公 共 団 体 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	174	136	136	126	-	13	174	123	136	126	-	-
合 計	1,596	1,729	1,729	1,424	52	439	1,544	1,289	1,729	1,424	-	-

(注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	28,337	-	27,350
10%	-	6,885	-	7,273
20%	1,403	33,144	1,803	37,328
35%	-	3,181	-	2,835
50%	1,402	285	2,302	403
75%	-	35,551	-	36,195
100%	551	35,729	350	34,850
150%	-	329	-	362
250%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	146,801		151,057	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,304	1,270	6,948	7,510	-	-

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,996	1,996	1,993	1,993
非 上 場 株 式 等	2,463	2,463	2,286	2,286
合 計	4,459	4,459	4,279	4,279

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
売 却 益	90	65
売 却 損	2	21
償 却	-	9

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評 価 損 益	△ 18	△ 152

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当する取引はありません。

8. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB：金利リスク				
	ΔEVE		ΔNII	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
上方パラレルシフト	2,749	3,028		93
下方パラレルシフト	-	-		4
ス テ ィ ー プ 化	1,948	2,223		-
フ ラ ッ ト 化	-	-		-
短 期 金 利 上 昇	264	280		-
短 期 金 利 低 下	-	-		-
最 大 値	2,749	3,028		93
自 己 資 本 の 額	6,822	6,843		6,843

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期未分のみを開示しております。

9. 自己資本の充実の状況等について～定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本準備金及び利益剰余金等により構成されています。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：当金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：940百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体：当金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,100百万円

(注) 上記外に、非累積的永久優先出資で調達したもののうち、資本準備金としてコア資本に係る基礎項目の額に算入された額：581百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、統合的リスク管理の枠組みの中で、リスクと収益のバランスをコントロールし、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを主な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣による審査会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準・マニュアル」及び「償却引当基準・マニュアル」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先は優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先及び、破綻先は未保全額全額を引き当てております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスプージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R & I）
- ・株式会社日本格付研究所（J C R）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y' s）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング（S & P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さま

への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が取扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会、政府金融機関保証、民間保証等がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保マニュアル」等により適切な事務取扱い及び適正な管理、評価を行なっております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認のうえ、適切な取扱いを行っております。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体、しんきん保証基金、その他格付機関から高格付を付与された民間保証会社等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、証券化取引を行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」等の各リスクを含む幅広いリスクと認識し、管理体制や管理方針に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価する態勢を図っております。

特に事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、各種「事務リスク管理要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処置、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明体制の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金が該当します。そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価および予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、その運用をALM委員会に報告、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、基本的には債券投資へのヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心がけております。なお、当該取引にあたっては、当金庫が定める「市場関連リスク管理要領」および「資金運用限度枠」に基づき、適正な運用・管理を行っており、会計処理については、当金庫が定める「有価証券の減損処理に係わる基準書」及び日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における金利感応資産・負債を対象として、金利変動による経済価値変化の指標である Δ EVE及び Δ NIIを複数の金利ストレスシナリオにて計測し、本部部室課長会議等で協議検討するとともに、必要に応じて常務会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項。

(a)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.50年です。

(b)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5.00年です。

(c)流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d)固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(e)複数の通貨の集計方法及びその前提については、通貨毎に算出した Δ EVE及び Δ NIIは正となる通貨のみを単純合算しております。

(f)スプレッドに関する前提については、スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

(g)内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他前提について、内部モデルは使用しておりません。

(h)前事業年度末の開示からの変動に関する説明について、開示初年度であるため記載しておりません。

(i)計測値の解釈や重要性に関するその他の説明について、 Δ EVEは基準値であるTier1の20%を超過しておりますが、自己資本の余裕額の範囲内であります。

B. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該リスクに関する事項

統合的リスク管理において、VaRで計測されるリスク量が許容リスク枠の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標、過去の事例やシナリオに基づく金利変動による影響等も計測し、ALM委員会等で検証しております。

信金中央金庫の概要



信金中央金庫の概要 (2020年3月31日現在)

住所	東京都中央区八重洲1丁目3番7号
創立	昭和25年6月1日
役職員数	1,223人
拠点数	国内14 海外5
総資産	39兆4,327億円
出資金	6,909億円
自己資本比率	24.31% (国内基準：連結)
不良債権比率	0.34%
上場証券取引所	東京証券取引所

◆信金中央金庫（愛称：信金中金）は信用金庫のセントラルバンクです。

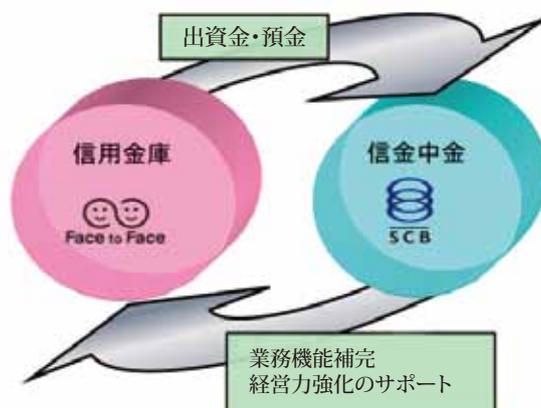
信金中金は、全国の信用金庫からの出資によって設立された信用金庫の中央金融機関です。全国津々浦々に広がる巨大なネットワークを形成する信用金庫のセントラルバンクとして、信用金庫のニーズにお応えするため、預金、融資、資金、為替の集中決済業務など、さまざまな金融サービスをご提供しています。

また、信用金庫からお預かりした豊富な資金を元に、巨大な運用資産を、機関投資家として国内外の金融市場において運用しているほか、国・政府関係、地方公共団体、事業会社などへの融資も行なっています。

【信用金庫】

金庫数	255 金庫
店舗数	7,237 店舗
役職員	10万4千人
預金	145兆円

(2020年3月末現在)



【信金中金】

資金量	33兆円
役職員数	1,223人

(2020年3月末現在)

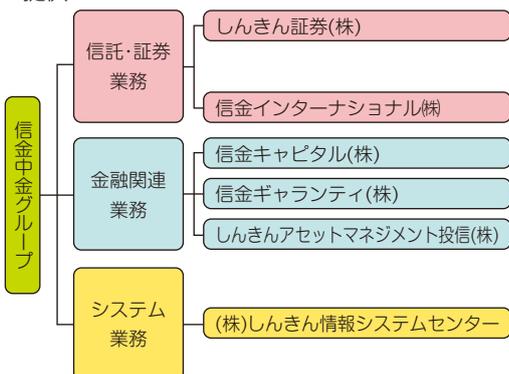
格付機関	長期格付
Moody's	A1
S&P	A
R&I	A+
JCR	AA

(2020年3月末現在)

◆業務機能補完の一例

【信金中金グループによるサポート】

□子会社と一体となった総合的な金融サービスの提供



信用金庫の業務機能の補完

信用金庫が個別に行うことが困難であったり、非効率である業務の支援に取り組んでいます。

信用金庫業界の信用力の維持・向上

信用金庫のコンサルタント、ホームドクターとして信用金庫業界の信用力の維持・向上につとめています。

信用金庫の余裕資金の効率的運用

信用金庫からお預かりした資金を元に、有価証券や貸出金などで運用しています。

総合的な金融サービスを提供する金融機関

金融機関の本業業務である預貸金業務・為替業務等を行っています。また、グループによる「総合的な金融サービスを提供する金融機関」としての役割を果たしています。

わが国有数の機関投資家

約30兆円の運用資産を有し、約18兆円を有価証券で運用するなど、わが国金融証券市場において、「有数の機関投資家」として重要な役割を果たしています。

地域社会に貢献する金融機関

地方公共団体、地元企業等への直接貸出や、信用金庫のお取引先への経営改善・企業再生、地域活性化への支援等にも取り組んでおり、「地域社会に貢献する金融機関」としての役割を果たしています。



街に笑顔の花咲かせましょう

九州ひぜん信用金庫

本部 〒843-0024 佐賀県武雄市武雄町大字富岡8894番地 ☎0954-23-1281
本店営業部 〒843-0024 佐賀県武雄市武雄町大字富岡8894番地 ☎0954-23-1181
大町支店 〒849-2102 佐賀県杵島郡大町町大字福母381番地1 ☎0952-82-3181
白石支店 〒849-1112 佐賀県杵島郡白石町大字福田2276番地5 ☎0952-84-4181
嬉野支店 〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙553番地2 ☎0954-42-0181
鹿島支店 〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原4034番地3 ☎0954-62-7181
宮野町支店 〒843-0022 佐賀県武雄市武雄町大字武雄7319番地 ☎0954-23-2181
北方支店 〒849-2204 佐賀県武雄市北方町大字大崎1095番地3 ☎0954-36-5181
山内支店 〒849-2303 佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲13821番地1 ☎0954-45-6181
佐世保営業部 〒857-0043 長崎県佐世保市天満町1番15号 ☎0956-22-5181

本島支店 〒857-0871 長崎県佐世保市本島町1番6号 ☎0956-24-5181
大宮支店 〒857-0841 長崎県佐世保市大宮町8番19号 ☎0956-31-6126
俵町支店 〒857-0016 長崎県佐世保市俵町9番12号 ☎0956-23-1101
大野支店 〒857-0136 長崎県佐世保市田原町10番12号 ☎0956-49-3341
相浦支店 〒858-0918 長崎県佐世保市相浦町1615番地2 ☎0956-47-3105
早岐支店 〒859-3215 長崎県佐世保市早岐2丁目3番17号 ☎0956-38-3148
大村支店 〒856-0826 長崎県大村市東三城町5番地 ☎0957-52-2141
竹松支店 〒856-0805 長崎県大村市竹松本町956番地1 ☎0957-55-7144
諫早支店 〒854-0072 長崎県諫早市永昌町18番1号 ☎0957-26-3556
西大村支店 〒856-0024 長崎県大村市諏訪1丁目604番地1 ☎0957-52-4100